

厚岸町議会 第2回定例会

令和元年6月19日

午前10時00分開会

●議長（堀議員） ただいまから、令和元年厚岸町議会第2回定例会を開会いたします。

●議長（堀議員） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

●議長（堀議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、1番、竹田議員、2番、石澤議員を指名いたします。

●議長（堀議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

委員長の報告を求めます。

6番、佐藤議員。

●佐藤委員長 議会運営委員会の報告を申し上げます。

6月17日午前10時から第3回議会運営委員会を開催し、令和元年厚岸町議会第2回定例会の議事日程について協議をいたしましたので、その内容についてご報告いたします。

議会側からの報告として、議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告、総務産業常任委員会所管事務調査報告書があります。

議会からの提出案件は、会期の決定、陳情第1号「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択についての陳情書、意見書案第1号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書」、2常任委員会及び議会運営委員会から各委員会閉会中の継続調査申出書、議員の派遣についてであります。いずれも本会議で審議することに決定をいたしました。

次に、町長提出の議案等であります。

報告第6号から報告第8号までは、繰越明許費繰越計算書の報告など3件で、いずれも本会議で審議することに決定をいたしました。

議案第43号は令和元年度一般会計補正予算であります。審議方法は、議長を除く12名をもって構成する令和元年度一般会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定をいたしました。

議案第44号から議案第61号は一般議案18件、議案第62号から議案第68号は条例の一部改正7件で、いずれも本会議で審議することに決定をいたしました。

一般質問は7名であります。

本定例会の会期は、本日6月19日から21日の3日間に決定をいたしました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（堀議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（堀議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましており、本日から21日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から21日までの3日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

●議長（堀議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、平成31年3月6日開会の第1回定例会から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

また、今般、釧路東部消防組合議会及び釧路公立大学事務組合議会の報告書が提出されております。関係資料は、別途、議員控室に備えておりますので、ご了承いただき、閲覧の上、参考に供してください。

以上、諸般報告といたします。

●議長（堀議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告が出されております。ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

●議長（堀議員） 日程第6、陳情第1号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択についての陳情書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

●議会事務局長（板屋局長） 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」採択についての陳情書。

要旨。

所得税法第56条の廃止を求める意見書を採択し、国会と関係機関に提出してください。

理由。

私たちは、自営業で働く女性家族従業者です。事業主である夫、父親と供に家業に携わっている女性家族従業者である私たち業者婦人は、家庭経営の自営業にとっては、なくてはならない存在として働いています。

しかし「同居家族」というだけで、家族従業者の給料は基本的には必要経費にならず、特例として最高額でも配偶者は86万円、その他の家族は50万円しか認められていません。しかも、この特例を利用すると配偶者控除や扶養控除が適用されません。

こうした不公平な実態になっている根源が「所得税法第56条」です。私たちは、所得税法第56条の廃止を求めて、国会要請行動を含めて7年にわたり運動を続けてきました。

現在、全国では516自治体、北海道でも93自治体が所得税法第56条の廃止または見直しを求める意見書を採択し、国に送付しています。

「青色申告を選択すればいいので、56条廃止は必要ない」というご意見があります。これは働いている実態が同じなのに、申告の仕方によって経費にできる、できないという違いが生まれること自体が公正ではありません。

さらに、青色申告の専従者給与の金額は、税務署長の承認が必要であり、取り消される場合もあるのです。また、「白色申告者は記帳していないから実態がわからない」という意見もあります。これについては、平成26年度から国税通則法が改正され、全ての事業者記帳が義務化されましたので、家族従事者に支払った給料も当然きちんと記帳されることになります。

中小業者、農業、漁業、林業など、家族経営の自営業で働く女性たちの働きを公正に認め、給料を経費にできるように、そして給料の中から税金を支払い、個人として国政、地方政治に貢献できる自立した存在になれるように、地域の中で女性たちが生き生きと力を発揮して働ける環境づくりの一環として、どうか趣旨にご賛同いただきたいと思います。

つきましては、貴議会において、上記の事項、内容とする「意見書」を国会と関係機関に提出してくださるよう陳情いたします。

令和元年6月12日。厚岸町議会議長、堀守様。

陳情者、厚岸町白浜4丁目63、荻間澤幾子。

同じく、厚岸町白浜4丁目175、藤田洋子。

同じく、厚岸町白浜1丁目198、沼田ちづ子。

●議長（堀議員） お諮りいたします。

本陳情の審査方法につきましては、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にすることとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は、総務産業常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にすることに決定いたしました。

- 議長（堀議員） 日程第7、報告第6号 繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました報告第6号 繰越明許費繰越計算書の報告について、その内容をご説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

この内容につきましては、平成30年度厚岸町一般会計補正予算4回目で繰越明許費として令和元年度への繰越執行の議決をいただいております。

今般、地方自治法施工例第146条第2項の規定により、平成30年度厚岸町繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり報告させていただくものであります。

2ページをごらんください。

平成30年度厚岸町繰越明許費繰越計算書一般会計であります。

表に記載のとおり、2款2項にわたり、全3事業について、先に議決をいただいたとおり、合計で1億9,575万9,000円について、令和元年度への繰越であります。

財源内訳につきましては、未収入特定財源として国及び道支出金として1億3,699万9,000円、地方債として5,800万円で、それぞれ国の繰越承認を得ており、令和元年度での繰越事業の執行に応じて、収入予定の財源であります。

一般財源は76万円であります。

以上、報告第6号の内容説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（なし）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

- 議長（堀議員） 日程第8、報告第7号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました報告第7号 社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会経営状況説明書の提出について、その内容を説明申し上げます。

なお、この経営状況説明書は、地方自治法第243条の3、第2項の規定により、本議会に報告するものでございます。

経営状況説明書は、別冊で用意させていただいておりますので、ごらん願います。

それでは、経営状況説明書の1ページ目をお開き願います。

平成30年度事業報告書でございます。

2ページには目次、3ページには事業報告の総括説明がございます。

内容について、その要点を説明申し上げます。

3段落目であります。厚岸町社会福祉協議会は、国の福祉施策でもある「地域共生社会」の実現を基本コンセプトに、地域住民や地域のさまざまな主体が参画し、福祉課題の解決に取り組むことができるネットワークの構築を目指すとともに、介護保険事業においては、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域社会の実現のため、切れ目なく安定して提供できるサービス経営に努めたことが記載されております。

次に、重点推進項目の一つですが、地域に信頼される組織体制と経営方針の確立では、改正社会福祉法による社会福祉法人改革に対応して、社会福祉法人としての公益性、非営利制を確保する観点から、内部統制の強化や情報公開による経営内容の透明化の改善を図り、具体的には役員及び評議員による法人内部の施設視察や施設の生活状況がわかるよう広報誌を活用しながら見える施設運営を図りながら、会務運営の中では、正副会長会議の定期開催の頻度を増やすなど、経営方針の確立に努めたことが記載されております。

次に二つ目「ニーズをしっかりと受けとめる総合相談窓口の充実」ですが、高齢、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方の相談支援を行う「あんしんサポートセンターあつけし」の権利擁護の相談窓口や資金の貸し付けと必要な相談支援により経済的自立と生活安定を支援する資金貸付の相談窓口、当事者やその家族の抱える介護相談に応じる相談窓口など、多様化、複雑化する福祉ニーズに法人全体で迅速かつ的確に対応できる総合相談窓口の充実に努めたことが記載されております。

次に、4ページの三つ目「包括支援体制のためのネットワークの構築」では、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制を実現させるために従来から地域、行政、関係団体で構成する既存の厚岸町地域支え合いネットワーク会議から協議体へと継続発展させる形で福祉課題の解決策を模索し、また成年後見制度に関する事業を通じて家事関係機関との連携を図り、福祉分野だけでは解決が困難な事例を一緒に検討したことが記載されております。

四つ目の「住民主体の取り組みを支援するコーディネート機能の強化」では、新たに厚岸町から受託した生活支援体制整備事業では、生活支援コーディネーターを配置し、アウトリーチの視点で訪問活動を中心に、既存の社会資源の搜索や信頼の関係性の醸成を図りながら、地域における人やもの、活動の把握に努め、また地域の豊かな人間関係、お互いに支え合い、助け合う関係をつくり出すサロン活動を推奨し、たすけあいチームへの活動費助成や「ふまねっと」を始めとするレクリエーション指導の人的支援を積極

的に行ったことが記載されております。

五つ目の「在宅・施設での生活を支える介護保険サービスの提供」では、介護保険サービスの分野では、在宅サービスとして指定訪問介護事業と指定居宅介護支援事業所を施設サービスとして特別養護老人ホーム心和園と在宅老人デイサービスセンターを厚岸町からの指定管理のもと運営し、在宅と施設の両面で生活を支える介護保険サービスの提供に努め、さらには平成26年度からの5年間の最終年度を迎える老人福祉施設等の指定管理の評価を行い、継続的な指定管理による運営に向けて検討と申請を行ったことが記載されております。

次の5ページから37ページまでにつきましては、平成30年度の各事業報告であり、事業名、実施日、主な内容などが記載されております。

始めに5ページでございます。法人在宅事業のうち、法人本部事業の内容であります。三役会議、理事会が6ページにわたり、次に評議委員会、監査、部会・委員会の開催の状況が7ページまで記載されており、道社協及び釧路地区社協関係会議への参加、役職員研修の実施状況が7ページから9ページにわたって記載されております。

次に、北海道胆振地震による道内被災地社協への職員派遣状況が記載され、その次に、会員と会費の状況について記載されております。

1世帯500円の一般会員の会費額が148万4,000円となり、前年に比較して5万2,000円の減となっております。

次に、福祉団体等への助成と広報活動の実施内容が記載されております。

次に、地域福祉推進事業の内容であります。

厚岸町地域支え合いネットワーク会議の開催、次に緊急情報キット「かけはし」の配付事業が10ページにわたり、次にたすけあいチーム助成事業の実施内容、ふれあい会食会の実施内容が記載され、ふらっとニコニコ広場2018の実施内容が11ページにわたっており、住民主体のサロン活動への支援、第13回厚岸町社会福祉大会の実施、チャリティービアパーティーの実施状況が記載されております。

次に、12ページに厚岸町障害者（児）ふれあいフェスティバル「こう福祉21」への支援、参加登録状況、その次に、ボランティアセンター運営事業として、ボランティアセンター運営委員会の開催状況、ボランティアバンク体制整備、ファミリーサポート事業の内容が13ページにわたって記載され、ハートコール事業、災害ボランティアへの取り組み、福祉教育の推進、ボランティア愛ランドへの参加、釧路地区ボランティア活動推進会議への出席状況が記載されております。

次に、14ページは資金貸付事業として、生活福祉資金貸付事業の貸し付け状況、低所得者資金貸付事業の貸し付け状況が記載され、次に権利擁護事業として、日常生活自立支援事業の推進内容、法人後見の実施状況が記載されております。

次に、15ページ受託事業であります。

いずれも町からの受託事業で、福祉バス運行管理事業の内容、一般介護予防事業の内容が16ページにわたり、次に福祉相談として地区相談所の相談・支援件数、福祉中央相談所の開設、法律相談の実施状況が記載され、17ページには、成年後見制度推進事業として、相談対応業務、普及啓発業務、申立等の支援に関する業務、市民後見人の登録等に関する業務、市民後見人フォローアップ研修の実施状況、18ページに成年後見制度等

に関する関係機関・団体等との連携及び調整業務、実施期間、運営協議会の開催、受任調整会議の開催となっております。

次に、生活支援体制整備事業として、生活支援等サービスの把握、実践報告が記載され、19ページにはその他の支援活動の状況が記載されております。

20ページは、訪問介護サービス事業であります。

訪問介護事業については、その事業内容と利用状況が記載され、職員研修の実施内容が21ページにわたり、あみか福祉輸送運営協議会への出席状況となっております。

22ページは、第1号訪問介護事業の実施内容、利用状況、次に障害福祉サービス事業として事業内容、23ページに利用状況が記載され、次に生活管理指導員派遣事業、外出支援サービス事業の実施状況となっております。

24ページは、介護保険の適用者に対する居宅介護支援事業であります。

事業内容、利用状況、職員研修の実施内容が25ページにわたっており、次に居宅介護支援事業所定例会議の実施状況が記載されております。

次に、26ページからは、施設通所介護事業であります。

この施設通所介護事業の部分が、指定管理者制度により管理運営を行っている特別養護老人ホーム心和園及び在宅老人デイサービスセンターの事業内容となっております。

始めに、施設介護サービス事業のうち、特別養護老人ホーム心和園のベッド数が50床の多床室に係る事業内容、利用状況が記載されております。

稼働率については、利用状況の表の右下に合計の稼働率が89.8%となっております。

前年の平成29年度の稼働率は87.7%でありましたので、前年を2.1ポイント上回る状況となっております。

27ページに入退所状況、各種行事・イベント、地域間交流事業、職員研修の実施状況が28ページにわたっており、各種会議、委員会の開催が29ページにわたり、避難訓練の実施状況が記載されております。

次に、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、いわゆる心和園の18床のユニット型の施設の事業内容、利用状況が30ページにわたっており、入退所状況、各種行事・イベントの内容、各種会議、委員会の開催状況が記載されております。

心和園ユニット型の稼働率については、30ページの上段の表の合計の稼働率が97.2%となっております。

前年度の平成29年度の稼働率は93.9%でありましたので、前年を3.3ポイント上回る状況となっております。

30ページ下段からは、短期入所生活介護事業、いわゆるショートステイ事業の内容と利用状況が31ページにわたっております。

31ページの中断、利用状況の表ですが、表の右下に合計の稼働率が90.1%となっております。

前年度の平成29年度の稼働率も90.1%でありましたので、前年と同様の稼働状況となっております。

31ページ下段が障害福祉サービス事業の短期入所の事業内容と利用状況、次に生活管理指導短期宿泊事業となっております。

32ページは通所介護サービス事業であります。

こちらは、いわゆるデイサービスセンター事業の実施内容、利用状況、次に各種行事・イベントが33ページにわたり、職員研修の実施状況が記載されております。

32ページの利用者の状況であります、利用状況の表の右下、合計の延べ人数は6,070名の利用実績となっております。

この事業については、平成29年度から、34ページに記載の要介護認定の要支援1・2の方が利用する第1号通所介護事業と分割されており、この利用者の合計が35ページの上段にある1,329名となっておりますので、デイサービスの介護保険サービスの延べ利用者は、これを合計した7,399名となります。

前年度の平成29年度の延べ人数は7,033名でありましたので、366名の延べ人数の増となっております。

33ページの下段は訪問入浴介護事業の内容、34ページにかけて利用状況が記載されております。

次に、先ほど説明した、従来の介護予防通所介護から移行した、第1号通所介護事業の実施内容、利用状況が35ページにわたって記載されております。

次に、生きがい活動支援通所事業の実施内容、配食サービス事業の実施内容となっております。

36ページには、身体障害者デイサービス事業の実施内容が記載されております。

次に、37ページには、社会福祉センター事業であります。

貸館利用状況と施設整備状況が記載されております。

続きまして、39ページからは決算書であります。

厚岸町社会福祉協議会の会計処理につきましては、社会福祉法人会計基準に基づく会計処理が行われております。

40ページには目次が記載されております。この決算書の構成として法人単位の決算関係、事業区分ごとの決算関係、拠点区分ごとの決算関係となり、各部門において決算書類に対する注記があり、最後に財産目録となっております。

それでは、決算書の内容について説明させていただきます。

41ページから46ページまでは、法人単位の内容であります。

まず、41ページは法人単位の資金収支計算書でございます。

決算額は、B欄となります。法人全体の当期資金の収支差額合計が、表の下から3行目の記載されております。当期資金収支差額合計は2,488万4,693円となっております。その下の欄、前期繰越に相当する前期未支払資金残高を加えることにより、1番下の欄の当期末支払資金残高は1億1,280万767円となった内容でございます。

42ページは事業活動計算書、43ページは平成31年3月31日現在の貸借対照表です。

まず、左側試算の分の当年度末の1番下の欄の試算の部合計8億1,723万9,742円につきましては、右側上の負債の部合計1億1,346万8,167円に下の純資産の部合計7億377万1,575円を加えた額が、最下段の負債及び純資産の部合計欄8億1,723万9,742円と、貸借同額で一致しております。

また、右側の中ほどの純資産の部、下から2行目、次期繰越活動増減差額4億2,218万8,741円につきましては、42ページの損益計算書に相当する事業活動計算書の、1番下の次期繰越活動増減差額4億2,218万8,741円と一致するものであります。

43ページ資産の部の下から6行目福祉基金積立資産であります。75万7,947円となり、30年度中に受けた寄附金4万2,786円が増加しております。福祉基金につきましては、基金から取り崩し、法人本部事業で950万円、施設介護サービス事業で2,000万円、通所介護サービス事業で1,000万円が運転資金として運用されております。これらを合わせた福祉基金の合計額は4,025万7,947円となるものであります。

44ページが資金収支内訳表、45ページは事業活動内訳表、46ページが貸借対照表内訳表となっております。

次に、47ページから51ページまでは社会福祉事業区分の内容であります。

この中では、法人在宅事業と施設通所介護事業及びその合計が示されております。

47ページは資金収支内訳表、48ページ事業活動内訳表、49ページ貸借対照表内訳表、50ページ、51ページは計算書類に対する注記となっております。

次に、52ページから63ページは法人在宅事業に係る拠点区分ごとの内容であります。

52ページ、53ページは資金収支計算書、54ページから56ページまでは資金収支明細書、57ページ、58ページは事業活動計算書、59ページから61ページまでは事業活動明細書、62ページは貸借対照表、63ページは計算書類に対する注記となっております。

次に、64ページから75ページまでは、施設通所介護事業に係る拠点区分ごとの内容であります。

この施設通所介護事業にかかる拠点区分の部分が、指定管理者制度により管理運営を行っている特別養護老人ホーム心和園及び在宅老人デイサービスセンターの収支決算に関する内容であります。

64ページ、65ページが資金収支計算書であります。

65ページ、1番下の欄の当期末支払資金残高であります。5,516万6,429円となっている内容でございます。

次に、66ページから68ページまでが資金収支明細書、69ページ、70ページが事業活動計算書、71ページから73ページまでが事業活動明細書、74ページが貸借対照表、75ページが計算書類に対する注記となっております。

次に、76ページをお開きください。

76ページから79ページまでは、社会福祉センター事業にかかる拠点区分ごとの内容であります。

76ページが資金収支計算書、77ページが事業活動計算書、78ページが貸借対照表、79ページが計算書類に対する注記となっております。

次に、80ページ、81ページは財産目録となっており、内容につきましては記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

82ページは、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会の監査報告書でございます。

令和元年5月14日に会計及び業務の監査を受けた報告内容となっております。

次に、83ページからは2019年度事業計画書でございます。

84ページに事業方針及び重点推進項目として5項目が記載されております。

- 1、地域に信頼される組織体制の確立。
- 2、住民を主体とした地域づくりのための支援。
- 3、総合相談窓口の充実と権利擁護推進のための地域連携ネットワークの確立。

4、生活を支えるための介護保険サービス事業の実施。

5、新たな指定管理期間における安定した施設運営の実施とサービスの質の向上。

85ページから88ページまでに事業実施計画といたしまして、3つの拠点区分に分け、さらに7つのサービス区分に分けて、具体的な内容が記載されております。

85ページに、一つ目の拠点区分の法人在宅事業があり、そのサービス区分として、1、法人本部事業、86ページには、2、受託事業、3、訪問介護サービス事業、87ページに、4、居宅介護支援事業の4事業があり、その中段から二つ目の拠点区分として施設通所介護事業があり、そのサービス区分として、1、施設介護サービス事業、いわゆる特別養護老人ホーム心和園の事業であります。

88ページは、2、通所介護サービス事業、いわゆるデイサービスセンターの事業になります。

これらの2事業については、町からの指定管理の事業であります。

88ページ下段に、三つ目の拠点区分、社会福祉センター事業であります。

そのサービス区分として社会福祉センター運営事業となります。

89ページからは、2019年度の資金収支予算書で、事業実施計画と同様、3つの拠点区分と7つのサービス区分となっております。

91ページは、2019年度資金収支予算書、全体総括表でございますが、全ての事業の合計が記載されております。資金の収支を合計し、前年度と比較したものでございます。

92ページは、社会福祉事業の資金収支予算、93ページは、公益事業の資金収支予算、94ページから99ページまでは、拠点区分ごとの収支予算となっております。

100ページから111ページまでは7つのサービス区分ごとの収支予算内訳となっております。

そのほか、内容の説明につきましては、省略させていただきます。

最後に、最終ページの112ページをごらん願います。

社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会役員名簿でございます。

任期は表の下に記載がありますが、令和元年5月28日から選任後2年以内の終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議委員会の集結のときまでとなっております。

以上、大変簡単な説明でございますが、報告第7号につきまして、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

5番、南谷議員。

●南谷議員 何点か質問をさせていただきます。

まず42ページだと思います。42ページは法人単位の事業活動計算書が記載してございます。この中に、受託金未収益、決算額と前年度と比較しまして、これ前年度対比になっているのですよね、ここのページは。そうしますと、この欄で5,003,260円増額になっております。

これは、私なりに調べさせていただいたのですけれども、18ページに記載があります。

(5) 生活支援体制整備事業、先ほども若干説明を簡単にさせていただきました。サロン活動、訪問というのですか、生活支援等のサービスをするということで、これを今年から始められたという事業だと思います。この内容については、それぞれ記載があるのですけれども、初めての事業でございますから、財源については、たしか国から受けているのですか。これらについて、今年から始まった事業でございますが、町として実際、今年から始められた事業を社協のほうでやられておるのですけれども、町としてはどのように評価をされ、どのように捉えているのかお尋ねをさせていただきます。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 生活支援体制整備事業ということで、18ページに活動状況が記載されております。おっしゃられたように、平成30年度から委託をした事業でございます。その、先ほどの約500万円というのは、主にその委託料の内容でございます。

それで、この生活支援体制の整備事業といいますのは、介護保険の中の地域支援事業の中で、この事業をもっております。介護保険特別会計に予算をもっておりまして、そこから委託をしている内容でございます。

それで、内容につきましては、単身世帯が増加、高齢者が増加する中、そのボランティアですとか、NPOですとか、こういった民間の活力も、そういった方々の力も借りて、その介護生活支援、それから介護予防サービスを提供することが必要だという基本的な考え方がありまして、それを掘り起こして、そしてそういう活動に結びつけていくことが必要だということで、そういう掘り起こして、そしてそういう方々と連携をして、そういう受け入れの体制なんかをつくっていく、立ち上げていくというようなことを、実際にやってもらうために生活支援コーディネーターの配置をしていただいて、ここに書いてあるような活動をしているという状況でございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 事業の内容を聞いているのではないのです。結果がどうだったのですか、町としてはどう捉えているのですかということを知りたいのです。よかったとか、だめだったのか、大変よかったとか、こういうことを聞いているので、改めて、その点については答弁をしていただきたいと思います。

私は、初めての事業だけれども、担当者大変だと思うのだけれども、町としてもしっかり連携をとって、どういう課題についてあるのかも、やはり町としてもバックアップ体制が必要ではないのかと、いろいろアドバイスしていくべきではないかと思います。

また、私なりの考えなのですが、今回一般質問もいっぱい出ています。高齢者の、その車の運転の関係についても、これらに地域に入っていく高齢者の皆さんに、そういうサークルに出前で指導したり、コンセンサスをとるわけですから、高齢者の皆さんが対象になる、そういうときに、町としても指導なりアドバイスなり、そういうものもひとつとしてとおれないのかな。これらについてもいかがかなと考えるのですが、この辺についてもいかがでしょうか。

それと、次にまいります。42ページなのですが、先ほどの課長の説明ですと、介護保険事業収益、それぞれ利用率、委託している部分、それぞれ心和園もデイサービスも、さらには社協で行っている訪問介護についても、ショートステイは同じ率だったと思うのですが、前年を上回る利用者が増えていると。結果として、収支状況も前年と比べて、それぞれ、対前年比でいけば1,141万281円の介護保険事業収益ということになっておるわけですが。

私は心和園、デイサービス、介護保険居宅ヘルパーの皆さんも、それぞれ一生懸命頑張って、利用者の皆さんから好評を得ているのかな。特に、デイサービスに高齢者の皆さん、今までと違った取り組みをされている。あそこのサロンルームを改善される。さらには、行った方々が自由に過ごす時間を設けるなど、皆さんの意見を聞いて、今までとはまた違った取り組みをされている。この二、三年。それが功を奏して利用される皆さんに好評を得て、利用率が増えているのかなと。

そういう意味では、やはりこういう姿勢というものは、やはり積極的に取り組んでいただければ、利用する皆さんが好評というのですか、ぜひ行ってみたいと。体調のこともあるけれども、声をかけあって、あそこに行ったら話し合えるのだとか、寂しい思いをしないで済むと、こういう声を多く聞きます。

これからも、これらに向けて、ただ来てくださいではなくて、施設として、やはりしっかり社協のほうも、そういうアドバイスをしていくとか、これらの問題について一緒になって取り組んでいただければと思います。

その上でお尋ねをさせて。私はそういうことが、この収益向上につながったと理解をしておるのですが、この要因、組織上でどういうことがあったのかわからないのですが、人件費の関係については、人の充足状況というのですか、看護師さんなり、それから介護をされる方々がいまだ足りないのではないのか。足りなくなれば、当然人件費が下がるわけですね。そうすると、人件費が下がると収益はプラスになります。利用者の数だけではなくて。

この辺について、看護師さんの、介護される方々の、働く方々の充足状況、これらについても総体的に町としてはどのように収支状況を捉えているのかお尋ねをさせていただきます。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 申しわけありません。最初の質問でございますけれども、昨年30年度から委託をして、社会福祉協議会のほうで担当者を配置しまして、その方が、18ページにある活動をしております。

やはり、地域の中に入っていくというのは、とても大変なことだと思います。そういう中で、いろいろなところに顔を出して、そのいろいろな資源の発掘というものを一生懸命やっております。

そういう中から、いろいろな高齢者の声を聞いて、そして声を聞いた上で何が必要か、それから何ができるかというようなことを一生懸命考えて業務をしております。

そういう中で、今回、30年度一生懸命活動していただいた結果については、私どもと

しては一生懸命頑張っていたいただいていると評価をしております。

実は、昨日から今週、1週間というか、昨日から金曜日までの4日間なのですが、あみかにコミュニティーカフェというものの実施をしております。昼の時間、昼11時から1時過ぎまでなのですが、そこにコーヒーを用意をして、そこに来ていただいて、いろいろなお話しをするというようなことを、そのコーディネーターがボランティアセンターのほうと協力をしまして、社協のボランティアセンターと、それからあみか、私どものほうと協力をして、そういうものを今実施しております。

これについては、この状況を見ながら、ほかの地域でもできるものというのを模索していきたいと思っておりますけれども、そういうような取り組みを少しずつやってきておりますので、何とか頑張ってもらいたいと考えているところでございます。

当然、私どももそれに対して支援をしっかりしていきたいと考えております。

それから、高齢者の方に運転の部分ですとかというところで、やはり生活支援、生活支援コーディネーターということで、生活支援という言葉を入れております。

そういう部分では、高齢者の方が生活していく上で、困っている部分というのをいろいろ、その困りごとに対して何らかの対応ができないかというようなことも含めて、活動の中で検討をしていくというか、そういうようなことになっておりますので、特別これだけをやるということではなくて、いろいろな生活上の困りごと、そういうことも、当然話をすればいろいろなものが出てきますので、そういう中で何ができるのか。行政のほうにつなげるものもあると思いますし、ボランティアさんを活用した取り組みにもつながるものというふうにもあると思いますので、そういったことを今後やっていくということになると思いますので、なかなかすぐ形が見えるということにはならないと思いますけれども、地道な活動としてやっていただきたいと思っております。

それから、42ページの収支の状況でございます。利用者の方からは、私どもも本当に職員が一生懸命頑張っているということは聞くことができますので、本当にデイサービスの中では通所してくる方、当然その入居されている方についても、喜んでもらえるようなサービスというのを一生懸命職員が考えてやっているということを聞いておりますので、そういう面では非常に頑張っていたいただいていると思っております。

私どもも、その取り組みについて、私どもが必要な部分については、しっかり支援していけるように連携をしていきたいと考えております。

それから、収支の状況ですが、去年よりも、この42ページの1番下の右側、1,952万1,818円増ということで据えております。この分については、今年、約2,000万円が去年より収益として増ということではいい経過になっているなと思っております。

ただ、実は今度令和元年ですが、平成30年までは補助金を1,100万円程度補助金を支出しております。それが新たに令和元年から新たな指定管理期間に入りましたので、その協議の中では、その補助についてはなしということで協議をしておりますので、その1,000万円が減ります。

それと、実は介護職員が一人欠員になっております。この介護職員の欠員は、去年、30年度は出入りがありましたけれども、基本的には一人が欠員の状況が続いております。その状況が充足されれば、当然その人件費の分がかかりますので、それから数百万円必要になるということになりますので、この2,000万円がその後ずっと収益を得ていけるか

という、これは単純にはそうならないかなとは思っております。

ただ、それがあつたとしても、何とか収支はそんな大きな収益は出なくても、きちんとやっていけるような状況になるのではないかと考えております。

以上でございます。

●議長（堀議員） その他、質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。これをもって、報告済みといたします。

●議長（堀議員） 日程第9、報告第8号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書の提出についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） ただいま上程いただきました「報告第8号 株式会社厚岸味覚ターミナル経営状況説明書」の提出について、地方自治法第243条の3、第2項の規定に基づき提出いたしました本説明書の内容についてご説明いたします。

まず、1ページ目から14ページ目までは、第26期の営業報告及び決算報告書で、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの事業期間に関するものであります。

2ページをごらん願います。

「総括事項」について、その内容を読み上げます。

近年における当地域周辺の観光情勢は、釧路外環状道路釧路別保インターチェンジの開通や、釧路空港と関西国際空港を結ぶ格安航空会社ピーチの定期空港路線就航など交通の利便性向上により、さらなる観光客の入り込み増加が期待されています。

当施設においては、厚岸ウィスキー「ニューボーン」シリーズの販売とカキとのコラボレーションメニューが話題を呼び、また1年を通じて開催した開設25周年イベント「かき謝祭」の集客効果も加わり、平成30年度の幕開けは好調なスタートとなりました。

しかし、昨年9月6日に発生した北海道胆振東部地震は、北海道全域がこれまでに経験したことのない大規模停電「ブラックアウト」に見舞われ、北海道の秋の観光シーズンスタート直前に未曾有の大被害をもたらし、これまで好調であった経営にブレーキをかけることとなりました。

9月から10月の募集型団体旅行による予約キャンセルは700名以上を数え、個人型旅行や予定イベント等も含めた損害額は計り知れないものとなりました。

そのような中で、官民が結集し積極的に取り組んだ国の観光支援補助金による「北海道ふっこう割」は、これまで低迷していた北海道観光の風評を打ち消し、11月以降の入館者はほぼ前年並みまで回復することとなりました。

また、12月以降においての売り上げも、前年度を上回る業績を保ち、最終的な年度の純売上高は、過去最高となる4億4,112万6,000円（前年対比107.4%、3,045万7,000円の

増加)、売上総利益においても2億2,270万4,000円(前年対比103.5%、756万6,000円の増加)と、売上高、売上総利益ともに過去最高となる実績を残すことができました。

また、旅行雑誌北海道じゃらの「道の駅満足度ランキング2019」では、道内122駅中、グルメ部門9年連続の第1位に選ばれるなど、話題の絶えない飛躍した年度となりました。

これが「総括事項」であります。

次に、「総務事項」についてであります。株主総会及び取締役会の開催状況のほか、3ページにわたり、株式事項、役員や従業員数の状況、旅行業者との契約及び取引状況につきましては記載のとおりであります。

次に、4ページの「月別入館者状況」であります。

月別の入館者の推移は記載のとおりであります。年度合計では、一般入館者が26万4,966人、旅行会社関係の入館者が1万9,401人、合わせて28万4,367人の入館者総数となっております。なお、前年度との比較で99.2%と記載しておりますが、正しくは99.3%でございますので、大変申しわけございませんが訂正をお願いいたします。

次に、5ページからは「決算報告書」についてであります。

6ページをごらん願います。

まず「貸借対照表」であります。資産の部では流動資産は1億1,781万2,967円、固定資産は601万6,326円、資産合計では1億2,382万9,293円であります。前期との対比で4.9%の増となっております。

負債の部では、流動負債が2,980万4,525円で、前期との対比で2.2%の増であります。

固定負債については、前期同様ありません。

総資産の部では、株式資本の枠が9,402万4,768円で、前期との対比では5.8%の増となっております。

利益剰余金は2,902万4,768円となり、前期との対比で21.6%の増となっております。

次に、7ページは「財産目録」であります。内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

8ページをごらんください。「損益計算書」であります。

売上高科目のうち、純売上高は4億3,446万5,091円で、前期のとの対比では5.8%の増であり、これに指定管理費等収入と体験観光収入を加えた売上高は4億7,194万6,385円となり、前期との対比では7.2%の増となっております。

売上原価は2億4,924万2,444円で、前期との対比では10.6%の増であり、売上総利益については2億2,270万3,941円、前期との対比で3.5%の増となっております。

一方で経費であります。販売及び一般管理費は2億1,846万9,545円で、前期との比較では3.6%の増となっており、次の9ページにその内訳を示しておりますので、ご参照ください。

この結果、営業利益が423万4,396円となっております。

これに営業外収益の224万9,374円を加えた経常利益は648万2,090円となり、この結果、法人税などを引いた当期の純利益は515万5,390円となっております。

この利益剰余金につきましては、13ページでお示ししておりますが、当期につきましては、5期連続となる最終利益が出ましたが、会社の売り上げ規模や株式資本金に比し

て利益額にとっては大きな額ではなく、会社収入の営業にかかわる備品設備の維持更新や新規購入への備えと、体験型観光メニューの企画造成などへの財源確保を図るため、株式配当などをせずに、次期繰越利益として処理されたものであります。

戻りまして、10ページは「株主資本等変動計算書」であります。

当期純利益の515万5,390円の計上により、純資産の部合計の当期末残高は9,402万4,768円となっております。

11ページは「個別注記表」であります。内容は記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

12ページは「監査報告書」であります。

次に14ページですが、「部門別収支決算書」であります。

1番下の行には、それぞれ部門ごとの経常利益の額が掲載されており、これを前期との対比を口頭で申し上げますと、総務部門ではマイナス数値が6.6%増加、レストラン部門が9.5%の減、魚介市場部門が10.6%の減、喫茶・バール部門が161.3%の増、展示販売部門が16.3%の増となっております。

15ページからは、令和元年「第27期の営業活動計画」であります。

16ページをお開きください。

令和元年度営業活動計画であります。

営業の概要について読み上げます。

釧路外環状道路釧路別保インターチェンジの開通や、釧路空港と関西国際空港を結ぶ格安航空会社ピーチの定期航空路線就航など交通の利便性向上により、当地域においてはますますの観光の振興が期待されます。

今年は北海道十勝を舞台としたNHK連続テレビ小説「なつぞら」が放映されていることから、十勝圏への観光客の入込が多く見込まれ、当社といたしましても広域連携をもとに、世界的に注目を集める厚岸ウイスキーや当町の恵まれた自然環境からなる「食」と「景観」の魅力を最大限に発信した営業を展開いたします。

そのため、地元特産品を活用したオリジナリティー溢れるメニューづくりや、商品開発にも取り組み、情報発信の強化とプロモーション活動に全力を注ぎます。

また、近年、地域活性化の拠点施設として新たな「道の駅」が整備されてきており、既存の「道の駅」も利用者ニーズや時代にあった整備が求められています。

当施設においても、新たに二輪車駐車場やオイスターカフェの改修などの施設整備を行い、新たな事業展開を目指します。

さらに、旅行雑誌北海道じゃらん「道の駅満足度ランキング」での評価は大きな話題と目標となっていることから、今期においても社員一丸となりグルメ部門10連覇を合言葉に、その達成に向けて取り組んでまいります。

その上で、当期の計画では20項目にわたる「実施事項」を掲げ、取り組む方針を記載しております。

- 1、指定管理事業の遂行。
- 2、町民還元イベントの遂行。
- 3、キャッシュレス決済利用にかかわる環境整備。
- 4、プライベート商品の開発と販売。

- 5、ふるさと納税返礼品事業の拡充。
- 6、アドベンチャー（体験型観光）の旅行商品の企画造成と販売強化。
- 7、ホームページのリニューアル。
- 8、インターネット販売の強化。
- 9、旅行会社への営業活動の戦略化。
- 10、観光誘客宣伝事業。
- 11、施設管理と機器の更新。
- 12、総合観光案内所のリニューアル。
- 13、道の駅連携と物産交流プロジェクト。
- 14、催事物産販売プロジェクト。
- 15、地域グルメ事業の推進。
- 16、施設周辺設備の管理。
- 17、キャラクターの促進効果。
- 18、防災拠点に対する危機管理の強化。
- 19、研修及び観光地視察の実施。

最後に20、働き方改革の実施という内容になっております。

詳細につきましては、それぞれ記載のとおりでありますので、説明を割愛させていただきます。

次に、22ページは令和元年度部門別収支計画書であります。

当期については、これまでの実績を踏まえ、各部門ごとに計画額の積み上げを行い、全体の純売上高で前期実績の0.1%増となる4億3,500万円を見込み、売上原価で2億4,610万7,700円、売上総利益では2億2,795万1,918円、前期実績との対比では2.4%の増を見込んでおります。

一方で、経費合計では、前期実績の3.5%増となる2億2,620万円を見込み、計上しております。

これにより、営業利益は175万1,918円となり、営業外収益では230万円を見込んでおります。

この結果、当期の経常利益405万1,918円を見込んだ計画となっております。

以上、経営状況説明の内容説明ですが、このほか、お手元には補足資料としまして、株式会社厚岸味覚ターミナル開設後の各年度の収支決算状況の推移と、平成30年度第26期の部門別収支決算を計画額と対比した表をお配りしておりますので、参考としていただきたいと思います。

以上、株式会社厚岸味覚ターミナルの経営状況の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

6番、佐藤議員。

●佐藤議員 13ページ、剰余金処分の件についてということで、1に株式配当に関する事項、株式の皆様には誠に遺憾ながら剰余金の配当につきましては当期は実施を見送らせ

ていただきますという記載があるのですが。実は味覚ターミナル設立の際に、いろいろな方式が、例えば第三セクターでやるについても、共同組合方式にするとか、あるいは味覚ターミナルは最終的には株式会社方式なのですが、例えば共同組合ですと、出資の多寡にかかわらず、1個の議決権しかないのです。株式会社はご承知のとおり、一株につき1個で議決権ですから、この6,500万円の2分の1以上は町が持っているわけです。そうすると、町は観光振興に対する、例えばいろいろな議決をするときに、町に反対されると、それは通らないわけですから、逆に言うと町の考え方が経営に反映されるということで株式会社方式に実はなったのです。

それで、当初は3,000万円くらいか、今6,500万円ですから、一般株主も相当いるのです。それで、その設立のときには、そういうことで株式会社方式なのですが、一般でいう、その商法上の一般の営利を目的とした株式会社ではありませんと。それは、設立のときの財政委員会で申し合わせをしているのです。

ですから、利益が出たからって、一般の株式会社のように配当をするということではない取り決めで、実は設立をしたのです。それがいつの間にかわかりませんけれども、配当が出たときがあるのですよね。これ、今年がないということは。ですから、それはどういう考え方でそういうことになったのか。

ただ、たまたま設立当初から何年間ですか、7期くらいは赤字欠損、赤字でしたので、当然利益剰余金が出ませんから、そのころから配当したくても配当できなかったのですけれども。相当繰越欠損が大きな金額になりましたよね。

そのときに、私個人的にちょっと考えたのですが、当然商法で一般の株式会社と同じ考え方であれば、減収をしなければならないような状況で。ですから、出資した資本金100万円であれば、負債に相当する額の、例えば50万円を減収しますということで、目減りしていくと。それがなく中で来て、利益が出たからということで、この3セクである味覚ターミナルがどういう考え方で、その配当するようになったのか。それを一つお聞かせいただきたいと思います。

●議長（堀議員） 休憩いたします。

午前11時16分休憩

午前11時19分再開

●議長（堀議員） 再開いたします。

観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） 貴重なお時間をいただきまして、誠にすみません。

まずもって、先ほど佐藤議員のほうからもご質問いただきました株式の発行ですけれども、味覚ターミナル設立時、平成5年6月1日に設立されまして、当初、設立当時は5,000万円、そのうち厚岸町が60%保有させていただいておりました。その後、増資等を平成9年5月に行いまして、現在の6,500万円、1,300株、また当期末の株主数として

は82名の方が保有をいただいている状況でございます。

そういった中で、現在までの中で、株式配当等は行った経緯がございません。ただし、議員ご指摘のとおり、剰余金の処分の件について、書き方としましては、これでいいのかといった中では、当初いろいろな経過がありまして、見送らせていただくというような書き方になっておりますけれども、当初、先ほど言いましたように6,500万円の資本金を上回らない状況の中では、当然配当等のことも検討できる状況にはないと思いますし、これらの剰余金の処分の件につきましては、改めて過去の状況も踏まえながら整理をさせていただいて、わかりやすいような形でのご説明をできるようにしたいと思っておりますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 正式に、株主配当すれば、損益計算書に株主配当金と出るのです。幾ら、幾らって。だから、そういう形ではなくて、例えば株主に粗品を配ったとか、そういうことも一切ありませんか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） 大変申しわけございません。私、株主でないものですから、過去の中で……。

●観光商工課長（尾張課長） 申しわけないのですけれども。10年を、設立10年とかといった中で、記憶の中の話でしたら、また行き違いがあっては困りますので。過去には何かお食事券を、記念の中で、10周年とかっていうことで、そういったことがあったかなというような記憶だけなものですから、曖昧なことをちょっとご答弁してしまっただけで、ちょっとまたお時間をいただければと思います。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 だからそれは、株主配当金という形でしないで、例えば何か商品券をわたしたとか、それは株主配当金ではなくて一般管理費の経費の中で経理されているわけでしょう。それと、それもおかしいということが一つと。

それから一般の株主さん、一株株主というか、一株5万円だと思いますけれども。その株主さんも配当金を目当てに株主になったという人はいないと思うのです。町が行う、この第三セクターで行う味覚ターミナルの株主になるということは、厚岸町を盛り上げたいと、そういうことで株主になっていると思うのです。ですから、株主配当金だとか、粗品をもらったとか、そういうことで出資しているわけではないわけですから。

しかも、過去の累積赤字のときも減収をしないで来てるわけです。そして、これからだって営業活動ですから、そういつても営業活動ですから利益が出たり、あるいは損失が出たりということがあられるわけです。

そういう中で、やはり4億って、これくらいの程度の利益ですから。これだって中身やると、ここにあります宅配運賃が700万円あって、実際に200万円くらいしか入っていないわけでしょう。ここに、全体の運賃収入で載せてしまうと、売上総利益、いわゆる粗利益で1.2%くらい高くなるのです。粗利益の率としては。

ですから、そういうことをもろもろ考えて、これからのことも考えていけば、やはり利益を繰越剰余金という形で、これからのために積み立てしていくべきではないかと。そういうことで、株主からも理解をいただいて、長く三セクの、厚岸の観光の中心となる味覚ターミナルがこれからも続いていくような、そういう形でご理解をいただいたほうが私はいいのではないかと、そう思いますけれどもどうでしょうか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきます。

今、佐藤議員から株主の方々に対する気持ちを伝えながら、いいご意見をいただいたなと思っておるわけであります。

確かに株主の方々、コンキリエに対しては、配当というよりは地域振興のために大いに頑張っていたきたいという気持ちを持ちながら協力いただいているというように理解をいたしております。

しかしながら、株式会社でございますので、いろいろな考えをもつ方もあるかと思いますが、大変、我々もそういう気持ちを持ちながら、株主配当の分についても協議を重ねておるわけでありますが。

大変、佐藤議員からそういう気持ちでいるのだから、何も配当するというまでもなく、経営の健全化を考えて運営するようにといった叱咤激励であろうと、そのように思うわけであります。

また、過去に配当とか、それに似たようなことがなかったのかというような話でありましたけれども、実は何周年記念とかいうときに、株主ではなくて、株主社に商品券として、その記念式典に対する意味も含めて、1万円の商品券を差し上げたというような過去はあります。ありますけれども、これは配当ではございません。そういうことでご理解をいただきたいと思っておるわけであります。

そういうことで、いろいろな剰余金についての、処分についてのご意見がありました。が、いろいろとこれからも株式会社である以上は、またいろいろと協議しながら、佐藤議員の気持ちも込めながらも、どうしたらいいのか、いろいろと考慮していかなければならない課題であろうと、私は認識いたしましたので、今後の課題として、会社として、その対応について検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと存じます。

●議長（堀議員） 4回目になりますけれども。

●議長（堀議員） はい。

●議長（堀議員） よろしいですか。

他に、質疑ございますか。

3番、室崎議員。

●室崎議員 部門別の出資計算書と部門別の収支計画書に関して、ちょっとお聞きしたいのですが。

今、ずっといろいろな報告を聞いていますと、営業成績が大分上向いてきている。そのためには担当者が非常に努力しているということがよくわかりますので、全体的な問題に関しては今後とも頑張っていただきたいということを前提にしてお話しいたしますが。

まず、収支決算書の経常利益というところで、総務というのはちょっと別にして、レストランから展示販売まで、何%上がった、下がったという話がありました。そのときに聞き間違いでなければ、喫茶パールというふうに、ここで分けてあるここだけが、ほかに比べて非常に大きく増えていると聞こえたのですが。ちょっとこの辺り、ほかの部門も含めて説明をしてください。

それから、ほかの部門に比べて、もし私が聞いたのが間違いでなければ、この445万円という喫茶パールというのがぐんと増えている。その理由は何なのか。

それから、喫茶はわかるのですが、パールというのは具体的にちょっとどういう事業なのかわからないので、それも説明してください。

それから、今度計画書のほうなのです。計画書のほうでは、喫茶とパールが別になっているのです。決算のほうでは喫茶パールなのです。計画書のほうでは喫茶とパールです。これ合計すれば、いわゆる喫茶パールの数字になると思うのですが。喫茶パールは大きく跳ね上がったと言っていて、収支決算書では445万円です。ところが、計画書のほうでは喫茶だけで450万円、パールが183万円。こういうふうに、非常に大きくなっているのです。これ当然何か理由があって、こういうことだろうと思うのです。その当たり、内容とその理由について教えてください。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） まず、喫茶部門ですけれども、これは1階にあります喫茶コーナー、コーヒーやアイスクリームなど、軽食等も提供している場所の部門でございます。

これパールということで書いているのですが、オイスターパール、2階にありますコーナーをリニューアルをさせていただきまして、新たにオープンをさせていただきました。そういった中で、新たな食の提供、厚岸ウィスキー等も含めた中で、先ほど言いましたような新たなメニュー開発等が行われまして、そういった中での売上げが実績として上がったと。それをまた令和元年度につきましても見込んでいるというような内容でございまして、部門別の収支の計算書のほうでは分けている状況にありますけれども、決算状況でまとめているといった中では、もうちょっと工夫をさせていただきまして、わかりやすく部門別でそれぞれ分けて、決算状況の資料をつくらせていただくか、

というような形で改善を図りたいというふうに考えておりますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

それと、売上げ全体のことで言わせていただきますと、やはり9.6の中でのブラックアウトによりまして、当初予想されておりました団体客等も700名を越すような中でのキャンセルが図られたわけですが、その後、ふっこう割等の状況でもちまして、道内景気のほうも回復してきた中では、人のほうも厚岸町のほうにお越しいただく数も増えてきたという状況でございますけれども。通常考えていきますと、今回平成30年度において、これら影響等を緩和させていただいたというのが、やはり厚岸ウィスキーの販売、それとふるさと納税等での取引部分といった状況もありまして、今回このような決算状況で黒字決算となっておりますけれども、そういった要因がなければ、現状大変厳しかった30年度の決算だったというふうに、我々分析しているところでございます。

●議長（堀議員） 休憩します。

午前11時33分休憩

午前11時33分再開

●議長（堀議員） 再開いたします。

3番、室崎議員。

●室崎議員 全体でえらく努力をして、大停電だとかがあって、そのあと落ち込んだのを失地回復して、ここまで持ってきたということは、最初の説明で聞きました。だから私はそれを非常によく頑張ったと評価したのです。それをもう一遍、今答弁でもって言われても、それは同じことの繰り返しなのです。

私が聞いているのは、レストラン、魚介市場、喫茶、パール、展示販売と、こうあって、ほかのところも少しは伸びているのだけれども、喫茶パールだけが非常に大きく伸びたのですよね。そうしたら、あなたのほうで、私これ、字が小さいものだからパールと読んでしまって、何かなと思ったのですが、パールなのですね。それが、いわばリニューアルオープンして、お客さんもどんと来るから、それでこのところ跳ね上がったのだと。たしか百六十何%の増加でしたか。何か、ちょっと数字は今、うろ覚えだから言わないけれども。そういうふうに言っていましたね。だけど、ここ喫茶とパールと一緒にしているのです。そして、何か今後はもうちょっとわかりやすいのがどうのこうのと言っていたけれども、口でなら言えるでしょう。喫茶なら幾らで、パールが幾らで、合計これだけになって、要因はこうなんだ。その程度のことは教えてくださいよ。

それから、今度、その喫茶のほうは計画書では450万円になっているのです。決算の総体より大きくなっている。今の話聞いていると、パールというのがすごくよくなったから、決算も伸びているのだと言う割には、計画書見ると、決算のほう跳ね上がっているのではないかと、そういうふうにも思えるのです。そういう具体的なことを言わないで、印象論のような話ばかりされても、質問するほうは質問のしようがないのです。

今、議長が注意したのはそういう意味だと思います。1回、質問を無駄にしたなという気もするのだけれども、きちんと答弁をしていただきたい。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 1回目のご質問と同じ内容ということで、私のほうからお答えをさせていただきます。

喫茶とバールが、まず30年度については、喫茶部門、バール部門、これが一緒に決算がされております。喫茶部門というのはもともとある、課長がお答えした、その1階の展示販売部門の前のところにある喫茶店です。バールというのは、実は30年の2月に、2階の階段から上がっていった左側のところ、これを改修をして、ここで新たな料理を提供できるように改修をさせていただいたと。これが30年の2月にオープンをさせていただきました。

2月、3月の29年度については、2カ月がこの喫茶バールのところに一緒に決算をされたのですが、30年度については4月から12カ月分ということで、このバールの、要は2カ月営業の部分が12カ月営業された。また、当然そこの部門の方々の営業努力、またコンキリエ自体の営業努力もあったと思いますけれども、この中で収益が喫茶バールをあわせて大きく、30年度については説明あったとおり160何%の伸びであったということなのです。

これは、30年度の段階でまだ喫茶とバールを分けるという決算を、収支をしていなかったものですから、今回30年度についてはあわせた形で決算をさせていただいたと。31年度については、新たに喫茶部門とバール部門を分けることができますので、これについては31年度からは喫茶とバール部門を別々に計画をさせていただいたということでございます。

ですから、29年度と30年度の比較の中で160何%というのは、営業期間の違いということでご理解をいただければと。また、当然、先ほど申し上げたとおり、会社としての営業努力ということもあると思っております。

●議長（堀議員） 休憩します。

午前11時39分休憩

午前11時42分再開

●議長（堀議員） 再開いたします。

観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） たびたび貴重なお時間をいただきまして申しわけございませんでした。

まずもって、カフェ、オイスターカフェといいます。こちらの計画ですけれども、バー

ルとカフェがありますけれども。すみません。喫茶部門というのがオイスターカフェということで、喫茶部門のほうにつきましては、まずもって前期については1,901万6,447円、令和元年の計画では1,950万円、102.5%、48万3,553円の増を見込んでおります。それと、オイスター……。

(発言する声あり)

- 観光商工課長（尾張課長） 売上高のほうで、私のほうはちょっとお答えしているのですけれども。

(発言する声あり)

- 観光商工課長（尾張課長） まず、そうしたらオイスターバール、よろしいでしょうか。経常利益です。前期、平成30年度につきましては、先ほど副町長のほうからの答弁もありましたとおり、開設時期等の問題もありまして、42万6,671円。令和元年度の計画では、182万7,500円、428.3%の増、140万829円、これを見込んでおります。140万829円の増額です。増額を見込んでいるということです。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

- 観光商工課長（尾張課長） それと喫茶部門、これも経常利益で申し上げますと、平成30年度402万3,218円、402万3,218円。令和元年度では450万7,500円、112%、48万4,282円の増といった計画となっております。以上です。

- 議長（堀議員） 3番、室崎議員。

- 室崎議員 あと開いていた、休憩から開会していますね。

(「はい」の声あり)

- 室崎議員 すみません。

わかりました。数字の話なので、いいの悪いの聞いているわけではないから、こういうことはわかりやすく、ここに記載していなくても説明はちゃんとしてください。

その上で、最後にもう一つお聞きするのだけれども、この計画書で経常利益の合計は、平成30年度の決算よりも大分減っているのです。平成30年度の決算では650万円くらい。それが今回は400万円くらい。200万円くらい減っているのです。大ざっぱに言って。

そうすると、どこがそれだけを減らしている部門になるのかということです。前年度に比べて。その中で、喫茶というのは非常に大きく増えているのです。そのオイスターバールというのが、それはわかりますよ。いわば新しくできたものだから。それはわかるのだけれども、喫茶のほうもぼんと増えている。そのあたりは、やはりそういう数字

を胸張って書けるようなものがあるからだと思うので、これについても説明してもらいたい。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） 30年度の決算と比較しまして、レストラン部門におきましては164万1,875円、11.1%の減での計画となっております。それと、もう一つは展示販売、こちらが前年度決算との対比でもって194万7,369円、これが減額計画となって、マイナス7.8%といった中で、この展示販売とレストラン部門につきまして、計画状況につきましては、当初計画、このような見込みを立てているということでございます。

●議長（堀議員） 休憩します。

午前11時49分休憩

午前11時55分再開

●議長（堀議員） 再開いたします。
副町長。

●副町長（會田副町長） まずレストラン部門なのですが、経常利益で約100万円ほど低く見込んでおります。これは、実は純売上高については、前年度よりも300万円ほど多く見込んでおります。これは300万円多く、純売上高を多く見込んだというのは、まずは商品の、価格を若干高めたということ。さらには、営業努力によって、このくらいまでは何とか見込めるのではないかという会社の考え方。

それと、ただし100万円、経常利益が減っているのは、ここに今、実は調理をする人間、全体的な従業員です、この数が不足しているということもあって、この賃金、給与を前年度よりも多く見込んでいるといった結果で100万円の経常利益が減っているというようなことになっております。

また喫茶部門、これは今年度で改修計画を会社のほうでもっております。ですから、この改修によって、この喫茶部門の売上げが伸びるであろうという見込みの中で、純売上高を上げているということでもあります。

また展示販売部門については、これは実は前年度の決算額よりも1,000万円、まず純売上高で1,000万円低く見込んでおります。経常利益で190万円なのですが、純売上高でもこれは低く見込んでおります。前年度が1億4,654万円で、今年度については展示販売、純売上高1億3,500万円で見込んでいますので、この部門の準売上高の見込みがかなり低くしております。

これは、今厚岸ウィスキー、ニューボーンの販売が、30年度については2回発売をしております。当然、味覚ターミナルでも販売をさせていただいたと。この2回のニューボーンの発売と、金額面で、今年度、令和元年度については、8月の1回のみというこ

とになっております。その金額も、今情報によると、価格が安くなるという見込みがされております。ですので、この純売上高については、そのウィスキーの部分で、多く、逆に低く見込ませていただいたと。

この結果で、今言われた最終的な405万1,000円というようなことになっているということでございます。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって報告済みといたします。

昼食のため休憩いたします。

午前11時59分休憩

午後 1 時00分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開いたします。

日程第10、議案第43号 令和元年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） ただいた上程いただきました議案第43号 令和元年度厚岸町一般会計補正予算の提案理由をご説明申し上げます。

議案書1ページであります。

令和元年度厚岸町一般会計補正予算1回目。

元号を改める政令の施行に伴い、「平成31年度厚岸町一般会計予算」の名称を「令和元年度厚岸町一般会計予算」とし、予算書における元号による年度表示については、「平成31年度」を「令和元年度」に読み替えるものとする。

令和元年度厚岸町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、第1項、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、1億670万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、118億6,884万1,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

2ページから3ページまで、第1表、歳入歳出予算補正であります。

歳入では6款6項、歳出では5款7項にわたって、それぞれ1億670万6,000円の増額補正であります。

事項別によりご説明いたします。

9 ページをお開き願います。

歳入であります。

16款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目民生費国庫補助金、1 節社会福祉費補助金1,282 万5,000円の増。プレミアム付商品券の発行に要する費用に対する国庫補助金で、内訳は、事業費補助金790万円、事務費補助金492万5,000円の新規計上であります。

19款1 項寄附金、1 目1 節一般寄附金100万円の増。匿名希望として、1 名の方からの寄附金であります。

5 目農林水産業寄附金、2 節林業費補助金100万円、新規計上。日本グリーン電力開発株式会社様からの寄附金であります。

20款繰入金、1 項基金繰入金、3 目1 節地域づくり推進基金繰入金1,300万円の増。歳出計上の酪農生産基盤強化支援事業に伴う財源としての計上で、詳細については歳出にてご説明いたします。

4 目1 節まちおこし基金繰入金240万円、新規計上。歳出計上のまちおこし補助金の財源計上であります。内容は歳出でご説明いたします。

21款1 項1 目繰越金、1 節前年度繰越金995万1,000円の増。補正財源調整のための計上であります。

22款諸収入、6 項3 目3 節雑入443万円の増。コミュニティ助成事業助成金250万円、新規計上。北海道市町村振興協会からの助成金交付決定を受けての計上であります。内容は歳出でご説明いたします。

北海道市町村振興協会特別支援事業交付金193万円、新規計上。北海道市町村振興協会設立40周年記念特別支援事業に伴う交付決定を受けての計上であります。内容は歳出でご説明いたします。

23款1 項町債、7 目1 節消防債6,210万円の増。津波避難階段整備事業債6,210万円の増であります。

以上で歳入の説明を終わります。

11ページをお開き願います。

歳出であります。

2 款総務費、1 項総務管理費、4 目情報化推進費253万5,000円の増。総合行政情報システム整備事業。10月1 日からの幼児教育無償化対応に伴う「子ども子育て支援システム」及び「障害者福祉システム」の改修経費の計上であります。

10目企画費240万円の増。まちおこし補助金。厚岸夏祭り実行委員会より、むらやま徳内まつり25周年記念に伴う「徳内ばやし振興会」との交流事業として、総勢30人が8 月に開催される「むらやま徳内まつり」で獅子舞を披露するとともに、祭り関係者同士の交流を深め、今後の地域の祭りのあり方など、お互いに情報を交換することを目的に、まちおこし補助金の交付要望書の提出があり、事業費272万円に対し、240万円を補助する補正計上であります。

なお、厚岸夏祭り実行委員会では、北海道に対して、対象事業費の2 分の1 を地域づくり総合交付金の補助申請を行い、交付が決定いたしましたら、まちおこし補助金の減額補正をする予定であります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、7 目自治振興費250万円の増。コミュニティ助成事業と

して、事業採択を受けての新規計上であります。内容につきましては、住の江自治会による物置ほかコミュニティ活動に要する机・椅子の備品整備に対する補助金であります。

9目プレミアム付商品券発行事業費1,282万5,000円、新規計上。次ページにわたり、消費税率の引き上げに伴う低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的とした、プレミアム付商品券の発行を実施するものであります。

この対象者は、町民税が課税されていない方及び3歳未満児の子がいる世帯主が対象で、一人につき2万5,000円分のプレミアム付商品券を2万円で販売するもので、プレミアム付商品券発行790万円の計上は、プレミアム5,000円分を販売、換金などの一部の事務を委託して実施する厚岸町商工会に補助する内容であります。

プレミアム付商品券発行事務492万5,000円は、商品券発行事務に係る事務費やシステム整備委託料などの計上と厚岸町商工会への委託料の計上であります。

4款衛生費、2項環境政策費、1目環境対策費100万円の増。林業振興寄附金等を財源とする環境保全基金への積立金の計上であります。

5款農林水産業費、1項農業費、2目農業振興費、酪農生産基盤強化支援事業1,300万円、新規計上。釧路太田農業共同組合の生乳分析機器導入に対する補助金の計上であります。この財源につきましては、地域づくり推進基金1,300万円を充当するもので、平成27年11月によつて乳業株式会社様より、会社創立50周年記念事業の一環として寄付があり、その使用にあつては、地域酪農振興に資する事業に役立てていただきたいとの意向を踏まえ、当該基金から取り崩して補助するものであります。

2項林業費、5目特用林産振興費233万3,000円増。きのこ菌床センター設備整備事業、新規計上。経年劣化に伴うボイラー室の温水ボイラー配管の修繕料の計上であります。

3項水産業費、5目養殖事業費299万3,000円の増。カキ種苗センター整備事業。若竹第2埠頭衛生管理型漁港施設の整備に伴って、新たに布設される海水管からカキ種苗センター側へ分岐して新たに海水を受け取るための設置工事ほかの計上であります。

次ページ。

6目水産施設費283万円の増。漁村環境改善総合センター整備事業、新規計上。本年3月の低気圧による風雪被害により、剥離して応急処置をしていた屋根の改修工事費の計上であります。

8款消防費、1項消防費、2目災害対策費6,429万円の増。津波避難階段整備事業6,210万円の増は、お供山津波避難階段山頂の用地買収が困難になったことから、指定避難場所である「お供山展望台」へ続く新たな経路と避難場所として利用できる広場を整備するとして、実施設計委託料及び施設整備工事費などの計上であります。

防災用備品整備事業219万円、新規計上は、市町村における防災・減災対策の推進を図る目的で、北海道市町村振興協会により設立40周年記念特別支援事業による交付金の交付を受けての補正で、消耗品費はポータブル充電器などの購入であります。事務用備品購入は、両面ホワイトボード1台購入、防災用備品購入は、発電機2台、三脚式投光器1台、LEDランタン5台、テント式トイレ2セット、非常用糞尿セット2セット、ポータブルテレビ5台を購入する内容であります。

以上で、歳出の説明を終わります。

1 ページへお戻り願います。

第2条、繰越明許費であります。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

4 ページをお開きください。

第2表繰越明許費であります。

下記の3事業をの予算を令和元年度から令和2年度へ繰り越すものでございます。

3款民生費、2項児童福祉費。

事業名、厚岸保育所移転改修事業。

金額、1億5,508万9,000円。

8款消防費、1項消防費。

事業名、津波避難階段整備事業。

金額、1億3,000万円。

事業名、(仮称) 湖南地区避難場所整備事業。

金額4,505万8,000円であります。

この3事業につきましては、年度内に事業の完了が見込めないことから、翌年度に繰り越して執行するため繰越明許費の設定を行うものでございます。

再び、1 ページへお戻り願います。

第3条、地方債の補正であります。

地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

5 ページをお開きください。

第3表地方債補正変更であります。

緊急防災・減災事業6,210万円の増。

起債の方法、利率、償還の方法については変更はありません。

6 ページをお開きください。

地方債に関する調書補正であります。

表の下段、合計欄であります。平成30年度末現在高95億147万2,000円、令和元年度中起債見込額32億3,120万円、令和元年度中元金償還見込額9億8,349万8,000円、補正後の令和元年度末現在高見込額は117億4,917万4,000円となるものであります。

以上で、議案第43号 令和元年度厚岸町一般会計補正予算の提案説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） 本件の審議方法についてお諮りいたします。

本件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する令和元年度一般会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。よって、本件の審議については、議長を除く12人の委員をもって構成する令和元年度一般会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩いたします。

午後 1 時14分休憩

午後 1 時17分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開いたします。

日程第11、これより一般質問を行います。

質問は通告順によって行っていただきます。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は答弁を含め60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし、合図をいたします。

始めに、5番、南谷議員の一般質問を行います。

5番、南谷議員。

- 南谷議員 第2回定例会に当たり、通告してあります5項目について一般質問をいたします。

始めに、漁港整備のうち、現時点での厚岸町が北海道へ要望している建設海岸及び漁港海岸の整備事業と町の対応はどのようなになっているのかお尋ねをいたします。

また、門静地区前浜の斜路前方と白浜及び宮園地区前浜傾斜護岸の浚渫要望の浜の切実な声がありますが、町の対応はどのようなになっているのかお尋ねをいたします。

次に、子育て支援についてであります。

保育料の無償化法案が成立し、国は10月1日から3歳以上の児童は全て無償、0歳から2歳までは住民税非課税世帯を無償とするという予定でございます。これを受け、本町はどのような対応をなさるのかお尋ねをいたします。

このたびの国の動向を受け、年齢ごとの入所枠増を望む声が町内に多くありますが、厚岸町として町民の要望に応じ、増枠をすべきと考えますが、町の対応はどのようなのかお尋ねをいたします。

町営住宅の駐車場整備についてお尋ねいたします。

宮園町営住宅N6の駐車場は半分舗装整備されておられません。なぜですか。平等ではないという住民の声もあります。早期舗装整備が必要ではないでしょうか。

また、町営住宅の駐車場でございます。奔渡町営住宅と宮園鉄北地区集会所に隣接する宮園町営住宅付近の空き地に住民の車が多数駐車しております。1軒で数台の車を所有する時代。きっと住民も1台以上所有しておると思います。そのあふれた車が空き地に駐車している実態にあります。これらの空き地を駐車場として整備する必要があるのではないかと考えますがいかがでしょうか。

厚岸町生活改善センター維持管理についてです。事務所の管理室と2階の調理実習室の窓が雨漏りしております。早期改修をすべきではないでしょうか。

水道検針員への委託料についてです。検針員の委託料金は何年も据え置きの上でございまして、他の賃金体系などを調査し、見直しを図るべきではないかとお尋ねをし、1回目の質問といたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 5番、南谷議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の「漁港整備について」のうち、始めに「現時点での海岸保全事業要望と町の対応は」についてであります。現在、厚岸町内における海岸保全事業に対する要望件数は、建設海岸で13件、漁港海岸で14件であり、海岸管理者である北海道に対して正式に要望する場である「漁港行政推進現地連絡会議」や「社会資本整備推進会議」の際に早期着工に向けた要請を行っているほか、漁業者等からの相談があったときには、その都度、釧路総合振興局水産課、釧路建設管理部厚岸出張所、厚岸漁業協同組合と一緒に現地へ出向き、相談のあった漁業者等を交えて状況確認を行い、海岸保全事業実施の必要性を訴えているところであります。

しかしながら、北海道の海岸予算は非常に厳しいものがあり、限られた予算の中で、年間、数件程度の整備しか行われておらず、要望箇所がなかなか減らない状況にあります。

町では、機会あるごとに北海道の担当職員にその緊急性について説明をし、理解を求めているところでありますが、今後も引き続き釧路総合振興局に海岸保全事業の実施を強く要望してまいりたいと考えております。

次に、「第3種厚岸漁港門静地区前浜と白浜・宮園地区前浜緩傾斜護岸の浚渫要望の声があります。町の対応は」についてであります。厚岸漁港門静地区については、船揚場斜路の全面に砂が広範囲に堆積し、干潮時には船底や船外機が海底に当たり、非常に危険であることから、早期の浚渫を要望していたところ、昨年、釧路総合振興局において、水深を確認するための深浅測量が行われたとこととあり、本年度は北海道単独漁港整備事業による浚渫を行う予定となっております。

また、白浜・宮園地区前浜緩傾斜護岸付近の砂の浚渫実施の要望については、当該箇所が潮流により年々砂が堆積し、漁船の航行に支障をきたしているため、町としては漁業活動への影響を解消すべく、厚岸漁業協同組合とともに北海道へ要望をしてきたところでありますが、北海道からは、過去に地元要望によって整備した離岸堤が波浪を抑え、砂が堆積することによって、海岸が保全されているとして、事業効果が出ている箇所を浚渫するという事にはならないとの見解が示されております。

このため、現状は浚渫を希望しつつも実現が極めて困難であることから、漁業者の意向を踏まえ、海岸から突き出た突堤ブロックに撤去によって、潮の流れが変わり、いくらかでも水深が確保できるのではないかと考えのもと、特に必要な7箇所の突堤ブロックの撤去を北海道へ要望し、本年4月に白浜の1箇所において突堤ブロックの上部を取り除き、潮の流れや効果を検証しているところであります。

町といたしましては、引き続き漁業者の意向を実現できるよう、厚岸漁業協同組合と連携しながら、北海道に対して課題解決に向けた要望を続けてまいりたいと考えており

ます。

続いて2点目の子育て支援についてのうち、「保育料の無償化法案の成立を受け、本町の対応はどうなりますか。」についてであります。幼児教育の無償化に関する「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」が令和元年5月17日に公布され、3歳以上の児童及び町民税非課税世帯の0歳から2歳までの児童の保育所や幼稚園の保育料等が、本年10月から無償化となります。

当町においては、国が対象外とする0歳から2歳までの町民税が課税されている世帯の児童の保育料と、国が無償化の対象外として実費徴収となる3歳以上の副食並びに0歳から2歳までの主食及び副食に要する費用を、町独自の施策で無償化することとして、10月からの実施に向けた準備を進めております。

次に、「年齢ごとの入所枠増を望む声が多くありますが、どのようにになりますか。」についてであります。平成31年4月現在の入所児童数は、3歳児から5歳児までは167人、2歳児は20人、1歳児は17人、0歳児は4人で、合わせて208人となっており、年齢別の人工と比較すると、3歳児から5歳児まではほぼ全て、2歳児は約5割、1歳児は約3割、0歳児は約1割の児童が保育所、へき地保育所、幼稚園のいずれかに入所または入園している状況にあります。

現在進めている保育所の建設に当たり、国が定めている保育所の設備基準と、これまでの人口及び入所児童数の推移から、現在概ね6人が受入限度である0歳児の保育室については、3人増の9人で計画しており、最大12人まで受け入れられる広さを確保し、入所枠の拡大を図ることとしております。

また、1歳児については30人、2歳児から5歳児まではそれぞれ36人で計画しており、いずれも保護者の労働等により、家庭で必要な保育を受けることが困難な児童の受け入れは可能であると考えております。

続いて3点目の町営住宅の駐車場整備についてのうち、始めに「宮園町営住宅M6の駐車場は、半分舗装整備されていないが、なぜですか。早期舗装整備が必要では。」についてであります。宮園町営住宅M6の建設時は、M7棟までの建設を計画しており、M6棟及びM7棟の2棟建設完了時にあわせて合同駐車場として舗装整備を行う予定でありました。

しかし、当町の人口減少により全体の管理戸数の見直しを行った結果、M7棟建設計画を一時休止することとなり、駐車場が未舗装のまま現在に至っております。

これまでM1棟からM5棟までは、1世帯につき1台分の駐車スペースを舗装整備済みであることから、M6棟の駐車場につきましても、今後、世帯数にあわせ舗装整備を検討してまいります。

次に、「奔渡町営住宅と宮園町営住宅の空き地に多数の車が駐車しており、1軒で数台の車を所有しているため、駐車場の整備が必要では。」についてであります。町営住宅の駐車場整備の基本的な考えは、1世帯につき1台分の駐車スペースを確保することにあります。

しかし、現代は1人1台の車を所有する世帯が多くなっており、このことは現地においても確認しております。

奔渡町営住宅については、解体済み町営住宅の空き地を整地し、2台目以降の駐車場

スペースとして解放しており、宮園町営住宅についても、緑地区域を整地し開放している状況で、いずれも碎石の補充等も行いながら維持管理を図っております。

今後も入居者の方々の利用のしやすさを考慮しつつ、水たまりの解消等、適切な維持管理に努めてまいります。

続いて4点目の厚岸町生活改善センターの維持管理について「事務所の管理室と2階の調理実習室の窓が雨漏りしています。早期改修が必要ではないですか。」についてであります。生活改善センターは昭和49年に建築された建物で、近年老朽化が進み、風向きによっては雨水が浸入する状況となっております。

窓枠周辺等からの雨水の浸入と考えられますが、原因を調べ、改修の方法や程度について検討してまいりたいと考えております。

続いて5点目の水道検針員への委託料について、「委託料金の見直しを図るべきではないですか。」についてであります。水道検針の委託料については、平成9年8月から基本的な1件当たりの単価の見直しを行っていないことから、現在の人口密度や社会情勢を踏まえた委託料のあり方について早急に検討してまいります。

以上でございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 まず、漁港整備についてでございます。

答弁のとおりだと、私も重々認知しておるところでございますが、浜の声というのですか、切実な訴えというものは非常に多くあります。

それぞれ、今厚岸は衛生管理型の漁港整備、それから床潭の第1種の静穏度解析のための大型予算を投入していかなければならない。町長としても国や道のほうに、あれもこれもという部分では非常にづらいものがあるかと思えます。

ですけれども、私も今回資料要求をさせていただきました。厚岸漁港、それから第1種の床潭漁港区域を、区域外だけでも、全部で27箇所の現在道のほうに改修要請をしているという実態にあります。本当に数多くて、私もびっくりいたしました。町長の答弁だと、重々私もそのとおりだなと思って伺っておりました。

しかしながら、大変町長としてもつらいところだと思うのです。あれもこれもという部分では。大型予算を早くやるためには、やはりある程度沿岸漁業のほうについても我慢をという思いもあらうかと思えますけれども。浜の皆さんにとっては自分の前浜、昆布漁業のときのつらい思い、家族全員が非常に厳しい思いをして船揚げをしている。干潮時なんかは、何枚も何枚も、滑りをひかなければ大変だ。

私は滑りを砂の上なくても滑るのではないかと考えておったのですけれども、砂の上というのは、砂だから巻き上げ機で引っ張れば上がるのではないかと考えたなら、簡単に考えていたら、荷物を積んだら船は動かないそうでございます。それだけ空間をつくらなければだめなそうなのです。

そうすると、かなり沖のほうから干潮時には何枚も何枚も滑りをひいて、滑りと滑りの間に空間をつくって、やっと苦労して斜路に上がってくるという現状にあります。

この辺も含めて、町としても釧路窓口であります釧路総合振興局産業振興部水産課が

窓口だと思いますので、最大限、漁協とタックを組んで、要請活動に努められ、浜の要望に応えられるように努めるべきだと考えますがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） お答えをさせていただきます。

浜の滑りのお話し、今ございますけれども、私どもも漁業者の方々のところには、最初の答弁でもございましたけれども、北海道を含め、漁業協同組合と私どもで現場の確認を伺っております。

その際、砂の部分に滑りを置いて押してみろということで、私どもも一緒に体験をさせていただきました。非常に大変なご苦労があるというのは、私どもも体感しているところでございまして、都度の説明の要望の機会には、今までどおり引き続きやっていくのは当然でございますけれども、浜の皆さんは一度要望したからといって、また対話の機会が少ないというのもございますので、私どもも何度か、この要望がとおるまでの間に、漁業者のところを訪れまして、経過ですとか、今までの進捗状況含めて、ご理解をいただきながら、引き続き、実現に向けて努めてまいりたいと考えているところでございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 次の門静のほうなのでございますが、既に浚渫、水深の調査をされたと。それで、今年度浚渫を行う予定となっているということで安堵いたしました。

ただ、白浜・宮園のほうにつきましては、現在調査中でありまして、答弁の中では、資料の中にもありました、消波ブロックを積み上げる、外したり、潮の流れを調査する。でも、浜の思いは、やはり何といたっても砂がたまりすぎるので浚渫を望んでおるわけで、代替処置としてブロックを外すようにして、潮の流れをよくして、砂が少しでもたまらないようにという対策をとということでございますが、浜の思いとすれば、一度浚渫をという、非常に要望が強くあります。この辺を踏まえて、何とか町としても対応していくべきと考えますがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 白浜・宮園の関係でございます。この問題につきましては、従前よりかなりの懸案事項として、我々も地元漁協とともに対応してきたところでございます。

議員おっしゃるとおり、浜の思いとしましては、浚渫をしてほしいというようなこともございますが、1回目の答弁でご説明させていただきましたとおり、やはり効果のあるところを掘るというのは、なかなか理由が立たない。

これらにつきましては、漁協共同組合と一緒に、私ども地元の説明会を何度か開催をさせていただいております。その中では、やはり掘っていただきたいという思いはあり

ながらも、実は数年前にも別な箇所で突堤ブロックを撤去したことによりまして、水深が以前よりも改善されたという部分も、漁業協同組合組合員の中で情報共有がされているというのもございまして、現在におかれましては、確かに掘っていただきたいという思いを秘めていながらも、現在要望中の、この突堤ブロックの部分で何とか調整をしていただきたいというふうに伺っておりますので、引き続き、この部分につきまして、強く要請してまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

●南谷議員 僕は納得するのですけれども、浜の思いというか、課長の答弁を聞いていると、そのとおりだなと私は納得します。ですけれども、いざ浜に行くと、なかなか末端までわかりましたよという思いには至っていないのでは、このギャップが非常に感じます。何とか、言わんとすることはわかります。私も理解できるのですけれども、浜に、こういう事情も含めて、もっと実行組合長さん、期成会の方だけではなくて、浜の末端の皆さんにも、本当に苦勞している皆さんにすれば、思いがなかなか、課長の思いが伝わっていないのかなというふうに理解をいたしますので、この辺にも一つ配慮していただきたいと思います。

さらに、もう 1 点だけ確認をさせていただきたいのですが、床潭の漁港でございます。つい、5 月ごろだと思うのですけれども、西側の斜路の、床潭漁港の西側です。西側の斜路の脇に護岸というのですか、岸壁があるのですけれども、防波堤の役割をも果たしている、この矢板打った岸壁があります。

この岸壁なののですけれども、せっかくその前の斜路が砂がたまるということで、浚渫工事を実施いたしました。ちょうど私も床潭行ったときに確認をさせてもらいました、工事。ところが、工事が終わったのに、二、三日しないうちに、また砂がたまってしまったのです。

工事やっている人たちは、一生懸命矢板のところに穴を塞いでいるのです。軍手を入れたり、何だりして。げんこつくらいの穴が 5 箇所も 6 箇所も空いているのです、矢板に。あれで、反対側から砂が入ってくるのだと。あっという間に砂がたまってしまうと。もうすかさずかになっていると。ということは、岸壁自体、非常に経年劣化してきて、腐食している。矢板も大変だ。大がかりな工事にはなると思うのですけれども、この辺について、どのような認知をされ、どう対応されるのかお尋ねをさせていただきます。

●議長（堀議員） 水産農政課長。

●水産農政課長（川越課長） 床潭の、今おっしゃっているの北防波堤という施設が 1 番、海に向かって右端側でございます。この北防波堤につきましては、今議員おっしゃったとおり、北海道の、私どもが要望していた浚渫工事が、今年 5 月に行われたところでございますが、その完了を迎えるに当たりまして、終了を迎えたにもかかわらず砂があるということで、工事関係者より穴が空いていることが発見されたというものでございます。

この漁港内の内側11箇所に矢板の腐食が認められ、その工事業者によりまして、一旦はコンクリートや鉄板等によりまして、穴を塞ぐ簡易補修を行ったということでございます。

その後、私どもと北海道釧路建設管理部厚岸出張所、それと漁業協同組合と一緒に潮が1番ひいたときに確認に行っていました。その結果、外側、漁港内は11箇所、それ以外の外側につきましては、24箇所の腐食が認められまして、現在、地元といたしまして早急な対応を求めているということでございます。

現在、私どもと北海道の間で、情報をもっている部分につきましては、今後応急対応につきましては、9月後半以降、対応をします。砂が漏れないような応急対応を行うということで調整されているというふうに伺っており、北海道のほうからも漁協共同組合のほうにも組合員に意向を伝えるというような手はずになっていると考えております。

その後につきましては、まだ決定事項ではございませんが、国の機能増進事業、いわゆる補修の事業を行うという方向で進めたいというふうな情報をいただいておりますので、ぜひ、きちんとした形で漁港の機能が維持できるような補修をしていただけるように、今後働きかけてまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 次にまいります。子育て支援でございます。

今回、国は10月1日から3歳から5歳までの課税世帯の無償化と0歳から3歳未満の非課税世帯の無償化を決定しております。これを受けて、先ほどの答弁では本町は6次支援として0歳から3歳未満の課税世帯の無償化を実施する。あわせて給食費の食材料費も無償化すると理解をしたところでございます。よろしいでしょうか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） そのとおりでございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 大変な英断だと、私は思います。前から私は給食費、子育て支援について一般質問をさせていただきました。一人の人、一人のお子さんいる人、三人いる人、それぞれ保育料が違ったり、差がありすぎるのではないかとことを言ってきたわけですが、やっとな町としても、この問題にしっかり取り組んでいただいたということで、敬意を表する次第でございます。

その上でお尋ねをさせていただきます。今回、国の方策というものは、マスコミ等で盛んにテレビ、新聞で賑わしておるわけで、町民の中にも、またおじいちゃん、おばあちゃん、それから小さなお子さんをもっているお母さんや家族みんなが無償化というものの、子どもの保育について、非常に関心度が高くあります。

これを受けて、いろいろな声が聞こえてまいりました。私のほうにも。1番多くあつ

たのが、聞こえてきたのが、町として特に、なかなか受け入れが困難、難しい課題が多い0歳児でございますが、湖北、湖南、合わせて両方にそれぞれ保育所ができる、できたときにそれぞれ全町であわせて8人くらいの受け入れをしてもらえる、8人以上申し込みが殺到したときに、前、議長が一般質問した経緯もあります。町民の中には8人どうやって選ぶ、落とされたら大変だよね、何とかならないかね、こういう声が聞こえてまいります。

実態についてお尋ねをさせていただくのですが、改めて確認をさせていただきます。受け入れ場所でございます。受け入れ場所は湖北、湖南を含めて、私は湖北地区1箇所というふうに、0歳児については聞いておったのですけれどもいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 受け入れ場所については、現在も真竜保育所、新しく湖北地区保育所を建てたときは湖北地区保育所1箇所のみでございます。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 そうすると、湖南地区の皆さんは新しい保育所ができたなら、湖南地区でもという希望というのですか、湖南地区でも0歳児受け入れてくれるのかなということではなくて、厚岸町の0歳児については湖北地区1箇所ですと、こういうことで間違いないですね。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 1箇所で計画しております。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 受け入れ人数でございます。先ほど8人という声ということでございますが、先ほどの答弁では0歳児は9人、そして最大12人くらいまで可能な面積を設けているというふうに伺いました。もし、実際にこれを上回る申し出があった場合、優先順位をつけなければならない事態に陥ると思います。私は可能な限り、受け入れを多くしてやることによって、子育て支援の実際的になるのではないのかな。町の施策としてより効果を発するのではないかと考えるのですがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 保育所の整備に当たりまして検討をさせていただきましたのは、両方の保育所をつくるわけですから、やはり両方で0歳児保育ができれば1番、もちろんいいわけでございます。ただ、現状としては、保育士の配置といいますのは、

0歳児の場合は3人に1人、1歳児、2歳児は6人に1人という、子どもさんの数によって保育士の配置基準があります。

そうしますと、両方につくって、例えば厚岸保育所に1人、真龍側に1人であっても、それぞれ保育士を1人ずつ配置しなければならないというような状況になります。今現在でも保育士は確保が非常に難しい状況にあります。1人欠員の状況に今なっております。そういう中では、やはり集約をする必要があると考えたところでございます。

それと、人数でございますけれども、今現実には3人から5人程度が0歳児保育で保育をしております。年度当初は、例えば2人ですとかで年度が終わる段階までいって、途中から入所して、4人ですとか5人ですとかというような状況でございます。

これを今、厚岸町で1年間に生まれる子どもさん50人くらいですけれども、これを全部受け入れられるようなものというのは、現実にはつくれないわけですので、そこは今までの推移を見て、それから人口の状況も見た上で、何とか9人は入れられるようにしよう。そのほふく室という面積が必要になりますから、その部分を少し多めに見て、何とか12人までは入れられるようにしようということで計画をしているところでございます。

当然、それをオーバーするという話になりましたら、当然選考ということになります。それについては、そのお母さんが週4日以上、例えば1日7時間以上の勤務の場合は何点、4時間以内の勤務の場合は何点ですとかという、そういう選考基準がありますので、そういったものでもって選考させていただくという形になると考えております。

●議長（堀議員） 5番、南谷議員。

●南谷議員 これより枠増やせって言って、そっちのほうはある程度間に合うと言っているのだから、繰り返しになるのでやめます。

次にまいります。町営住宅の駐車場でございます。答弁では、努める、検討するというふうに答弁をいただきました。やっていただける、整備はされるのだらうなというふうに理解をしたのですが、予算はどれぐらいかかって、本当に整備をされるのでしょうか。いかがでしょうか。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 舗装整備のまず予算、工事費でございますけれども、今回対象となる世帯数20世帯、車の台数でいきますと20台分。これで最低の舗装面積としては、約400平方メートルと。単純計算でいきますと1,000万円。また今度これに既存の駐車場と同程度にするということになれば、当然排水も必要となってきますから、約1,000万円から1,500万円程度は必要かというふうに考えます。

本当に検討しているのか。この約1,000万円から1,500万円のお金がかかるわけですから、私どもとしては少しでも有利な補助財源等を模索しながら、次期3カ年に搭載できるよう、検討してまいりたいと思っています。

●議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

●南谷議員 3 カ年ということになると 4 年後ということもあり得るわけですね。次期ということになれば。なるべく早く実施をしていただけるよう、努めて検討していただきたいと思います。

その上でお尋ねをさせていただきます。まず、宮園住宅の空き地を駐車場として利用している件でございますが、実際には春先はどろどろ、夏場になると草がボーボーで、確かに碎石を入れてもらって管理はされているのでしょうけれども、非常に建物からも遠いわけでございます。ある程度、地域に住んでいる方々も含めて、協議をされて、駐車場としてやはり利用できるように、一つ前向きに検討するべきではないかと考えますがいかがですか。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 宮園、要は 2 台目以降の駐車場の関係だと思いますが、今、空き地と呼ばれているスペースに車駐車している状況は確認しています。当然、今の時代ですから、1 世帯、2 台、3 台と持っている世帯もあるという状況から、極力、その駐車に対応すべく砂利での整地。あと状況によっては、駐車スペースの周りの草刈り等も年に 1 回程度はやっているところでございますが、これについては今後より一層、駐車場の状況を確認しながら、水たまり等の解消に努めてまいりたいと考えています。

●議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

●南谷議員 次に奔渡の町営住宅の前側の空き地でございます。ここは、ある程度高いところなのです。既にここも何台も駐車をされておりますし、住んでいる方々だけではなくて、用事があって、町営住宅に行かれる方も利用しているという実態にあります。地域に、この住宅に住んでいる皆さんとも協議をされて、もう少し、入り口どこからでも入れるのです。駐車場として、ある程度、舗装までは無理かもしれないのですけれども、整備に向けて、一つ考えていくべきではないかと思いますがいかがですか。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） 奔渡の臨時駐車場の関係につきましては、古くは平屋の工事解体したあと、これを整地し、碎石の補充を行って、今、解放しているわけでございます。ちょっと私どもも、この駐車場についてもそうなのですけれども、定期的に碎石の補充を行って、水たまりがほとんどないような状態はつくってきたつもりでございます。今、話の中で切り下げ、どこからでも入れるような状態。これについては、今、直接町のほうには、ちょっとその辺の意見等、要望、入っていないものですから、ちょっと改めて地域のほうの意見も聞きながら、今後対応してまいりたいと考えています。

●議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

●南谷議員 次にまいります。

生活改善センターの雨漏りでございます。私は最近、この雨漏りについてわかったのです。現場を確認をさせていただきました。以前からですね、これ。つい最近ではないのです。前からあった。それから、窓枠の付近の壁も亀裂が入っております。簡単な修理ではないと、素人の私でも理解をいたしました。

先ほどの答弁で、風向きによってとの答弁でございますが、どんな家だって、どんな建物だって、風向きというのですけれども、雨が当たらなければ雨漏りはしないのです。雨が降ったくらいではしないときもあります。でも、風が吹こうが、何が吹こうが、雨漏るところは漏っているのです。

現に行ってみたのですけれども、管理室のほうはブルーシートを床に敷いたまま、置いたものはそのままになって、敷きっぱなしでございます。埃もかぶっております。ということは、そのままの状態になって、あれではかぶれてしまうのではないのかなと理解をいたしました。

また、2階でございますが、衛生管理に十分配慮が必要な調理実習室が雨漏りでございます。これでは衛生管理上も非常に、その調理室という名前ばかりで大変ではないのかなと。

私は予算のこともあるので、大きな改修、これらについてはまた別問題でしょうけれども、少なくとも何らかの応急処置をどうするかということではなければ納得ができないのですがいかがですか。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（布施課長） お答えさせていただきます。

先日の日曜日の雨のあとに、私どもも確認させていただいて、雨が入っているのを確認させていただきました。その前の雨のときには、風向きだったのですけれども、やはり入っていないときも確かにあるときはあります。直すのは必要だと思うのですけれども、壁だったり、屋根だったり、窓枠だったり、原因が多岐にわたるではないですけれども、いろいろあります。

そういうところも含めて、原因を調べて、この間もその水が入ったあとに建築業者さんに見てもらいまして、今後の改修の方法と、あとは金銭的な部分にもなってきますけれども、そこを含めて、今後検討して、あの生活改善センターもある程度利用の多い施設でありますので、その辺は早急に対応できるように進めてまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

●議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

●南谷議員 全くそのとおりだと、私も思います。ただ、そう言って、検討するよときたから今日にあるのではないですか。壁が腐ったり、亀裂が入ったり、応急処置してくれ

ばこうならなかったのです。だから、ぜひそういうことのないように、当面できることと、できないことあると思うのです。がっぱり全部、あそこの壁全面直すといったら大きなお金がかかる。でも、やはり調査しないとわからないことかもしれないのですけれども、やはり前向きに取り組んでいただきたい。いかがですか。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（布施課長） 調査しまして、雨漏りに関する部分、その部分を原因を追及して、雨漏りに対する部分でまずは改修を考えていきたいと思います。

●議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

●南谷議員 水道検針員の委託料でございます。まず、検針員の採用状況でございます。何人か使っておると思うのですけれども、充足しているのかどうなのか。この辺についてお尋ねをさせていただきます。

私が調べさせていただいたところでは、平成 9 年 8 月から 1 件当たり 35 円、45 円、60 円と、それぞれ地区なり状況によって料金が、検針料が異なるのですけれども、一般的には多くのものが 35 円だと。そうすると、平成 9 年 8 月からずっとこのままだと。そうすると 22 年間変わらず現在もそのままだという状況でございます。

この、今の 35 円がどうなのか、私自身もわかりません。でも、働いている人にとすると、22 年間ずっと、世の中物価も上がっているのに全く何も変わらないのですよねという思いはあります。ですから、他の仕事、似たような仕事もあると思います。これらも調査をされて、しっかり適正な価格契約をするべきではないかと考えますがいかがですか。

●議長（堀議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えいたします。

1 点目の検針員の採用状況についてであります。現在、浄水地区の検針地区が 9 地区で 8 名採用しております。簡易水道地区の検針地区が 5 地区ございます。その中では 6 名採用させていただいております。続いて、農業地区、水道地区が 2 地区の 2 名という状況の合計 16 名となっております。

続きまして、検針員の 1 件当たりの単価の件になりますが、実質平成 9 年 8 月から単価の見直しというのは行っておりません。そのことに関して現在、我々も検針員の方等に聞き取りを行ったり、自分たちの課で歩いてみて、どのくらい 1 件当たりかかるのかというものも加味する状況の検証は、今している最中です。

また、単価に関しても 1 件当たりというものも現状に物価上昇と社会情勢の状況も勘案した上では、今の単価設定はどうかということも考えておりますので、賃金等も参考に、1 日当たりの賃金当たりも参考にさせていただいて、今後検討を進めていかせていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

●議長（堀議員） 5 番、南谷議員。

●南谷議員 そうすると、上がるか上がらないかは結果論だからわからないけれども、ほかのこういう仕事とあわせて調査をして、検討するよと。調査をしている段階ですと。こういうことですね。

それで、今、実際に、今聞きました16名の皆さんで、人が少なくなれば受け持ち範囲広げたり何だりするけれども、充足状況というのですか、足りないような状況なのか。募集したり何だり、変わったり何だりするけれども、その辺の実態というのはどうなのでしょうか。

●議長（堀議員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 検針員の入れ替わりなのですが、昨年も1名から2名、入れかえというものがあまして、今、募集かけてもなかなか検針員の方が応募というのが少ない状況にあります。それはいろいろな、今までの背景なようなこともございますので、検針員の方にもお願いしてやっていたいいる状況もございます。

年齢的にも高齢な方もいますし、今後に対しては、そのような、これ以降も検針業務というのは水道にとって必要なものでございますので、この辺に対しても継続できるように努力して検討していきたいと思えます。

●議長（堀議員） よろしいですか。

以上で、南谷議員の一般質問を終わります。

次に、6 番、佐藤議員の一般質問を行います。

6 番、佐藤議員。

●佐藤議員 本定例会に当たり、先にご通告を申し上げました運転免許返納者に対する支援についてお伺いを申し上げたいと思えます。

かつて、交通戦争という言葉がありましたが、近年、高齢者による事故が多発し、4月の池袋事故では親子が死亡するなど、悲惨な事案が発生し、また、私が一般質問の通告以降でも、5月岡山では、運転手86歳がドラックストアに飛び込む。あるいは6月には大阪では、これまた80歳、歩道で4人を跳ね、以降、福岡80代、2人死亡、7人が負傷。名古屋87歳、同乗の女性が負傷。兵庫80代、駐車場で妻を敷き死亡。大分80代、女性、一般道路走行中、路外転落、死亡。どう知りうるだけでも多くの高齢者による事故が報道され、いわゆる社会問題となっております。

災害ばかりでなく、町民を加害者、あるいは被害者にさせない、安全・安心なまちづくりの一環として、現状はどのように認識されておりますでしょうか。

また、釧根地区でも免許返納者は増えていると聞きますが、しかし毎年、高齢者は増えていきますから、免許保有者に対する、その返納の割合は、75歳以上で限って申し上げますと、免許保有者の3.6%と低い状況でございます。

この免許返納が進まない理由はどのようにお考えでしょうか。それらの理由を把握し、対策が必要であると考えますがいかがでございましょうか。

質問用紙の三つ目でありますけれども、新規の免許取得者に若葉マークがあるように、高齢運転者マークの表示をつけている車両がごくごく少ないように感じられます。自身が高齢運転者である表示であると同時に、他の走行車両にも注意を促す効果があるのではと考えております。広報誌や、あるいは警察署の発行する牡蠣島など広報誌等で啓発すべきと考えますがいかがでございましょうか。

また、現在の免許制度では有効期間が3年あるいは優良運転者にとっては5年となっております。高齢者も同様でありますけれども、一定の車両台数を保持する事業所に義務づけられております安全運転管理者の講習に、希望する一般の高齢者が受講する措置をとることができないでしょうか。この安全運転管理者講習は年に1回ございます。

いずれにしても、生涯乗り続けることは、運動能力や判断力の低下等、あるいは体力的にもできませんので、リスクの軽減を図る対策を考える必要があるのではないかと考えております。

また、乗り続ける方については、衝突しそうなときに車を止める、あるいは自動ブレーキ、それを新車への搭載義務づけや、あるいは安全運転サポート車のみを運転できる限定免許制度の創設を政府が今年度中に結論を出すということでございますので、私は現在、まちの施策として実施の中で、返納者に対する支援の拡充について質問をさせていただいております。

そこで、当面、現在交付の福祉交通回数券を返納者に一定の期間、支援の拡充を図れないかということでございます。

以上、お伺いし、最初の質問とさせていただきたいと思います。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 6番、佐藤議員のご質問にお答えをいたします。

運転免許返納者に対する支援についてのうち、始めに「最近の高齢者による事故に対する認識は」についてであります。高齢者の運転による重大な事故が全国で相次いで発生しており、新聞等で報道されているところであります。

内閣府の「交通安全白書」によりますと、交通死亡事故の発生件数は減少傾向にありますが、75歳以上の運転者による交通死亡事故については横ばいで推移しており、死亡事故件数全体が減少する中、全体に占める割合は上昇傾向にあり、平成28年度では、13.5%と、前年度より0.7%増加しているものであります。

高齢者は加齢により、動体視力の低下や複数の情報を同時に処理することが苦手となったり、瞬時に判断する力が低下したりするなどの身体機能の変化により、ハンドルやブレーキの操作に遅れが出ることがあるなどの特性が見られ、また加齢に伴う認知機能の低下も懸念されているところであります。

次に「免許返納が進まない理由」についてであります。運転免許証の自主返納については、運転免許が不要になった方や、加齢に伴う身体機能の低下等のため、運転に不安を感じるようになった高齢ドライバーの方が自主的に運転免許証を返納することがで

きる制度であります。警察庁が75歳以上の運転免許保有者及び自主返納者に実施した「運転免許証の自主返納に関するアンケート調査結果」によりますと、自主返納をためらう理由として、「車がないと生活が不便なこと」との回答が最も多く、運転の目的としては、買い物や通院、家族の送迎などとなっております。

また、厚岸警察署への申請による町内の運転免許証返納者数は、平成28年度が7人、平成29年度が25人、そして平成30年度は31人と年々増加しているところであります。

次に「高齢運転車両に表示する高齢運転者標識の使用が少ないように思うが、さまざまな機会で啓発すべきと思うが。」についてであります。厚岸警察署では交通安全に関する講話を各種団体などから依頼を受け行う際は、高齢者の運転免許証返納や高齢運転者標識の使用について説明、啓発を行っており、今後も継続していくとのことでもあります。

町におきましても、高齢者が集まる機会において、啓発を行ってまいりたいと考えております。

次に「免許更新時の講習以外に安全運転管理者協会の行う年1回の講習に一般の高齢者を受講させることができないか。」についてであります。安全運転管理者協会とは、道路交通法の規定により選任された安全運転管理者の参加を得て組織されている団体であり、会員とともに企業における安全運転管理の充実を図り、職域・地域の交通安全などさまざまな活動を展開している法人であります。

そこで行われる講習会は、自動車を保有する各事業所ごとに安全運転管理者及び副安全運転管理者が選任され、道路交通法第108条の2第1項第1号に定める「安全運転管理者等講習」を、年1回受講しなければならないものであり、一般の高齢者を対象とする講習会ではないことをご理解願います。

次に「乗り続けることによる事故のリスクの軽減を図る対策を考える必要があるのでは」についてであります。近年では、自動車に、自動ブレーキ、衝突回避、追突防止や踏み間違い加速抑制などの補助機能を装備した車両も増えてきており、昨年7月に厚岸警察署が中心となり、町内において、このような装備のついた安全運転サポート車の体感試乗を開催し、町民に普及啓発を行ったところであります。

しかし、車両の買い換えには資金が必要となり、容易に普及が進むものではありません。

また、事故のリスクを容易に軽減することは難しく、自らの運転を止めて運転免許証を返納し、移動手段として公共交通等を利用することが、高齢者の運転による事故をなくす方法の一つと考えます。

運転免許証を返納することにより、移動手段は公共交通などを利用することとなり、その充実が必要となります。

厚岸町の公共交通については、鉄道や路線バスがありますが、それだけではカバーしきれない地区については、個別の移動手段をもたない町民の移動手段を確保するため、デマンドバスの運行を行っているところであります。

次に「その上で、現在交付の福祉交通回数券を免許返納者に一定の期間、支援の拡充を図れないか」についてであります。道内においても、高齢者の運転免許返納者に対する公共交通等を利用する際の支援制度を行っている自治体があります。

厚岸町におきましても、どのような制度で支援を行うことにより、高齢者にとって運転免許証返納につながり、また、買い物や通院等の移動手段として利用しやすいのかを研究し、支援について検討をしてみたいと考えております。

以上でございます。

●議長（堀議員） 6 番、佐藤議員。

●佐藤議員 いろいろと質問をさせていただきましたけれども、1 番質問の大事なところは、1 番最後が私の今回の質問の趣旨であります。町民から加害者、被害者を出さない。さらには、そのことで悲しむ家族を出すリスクを軽減したい、そんな思いから質問させていただいたところであります。

もちろん、交通事故でありますから、少ないからいい、多いからだめではなくて、これは1 件でもなくさなければなりませんけれども、先ほど町長の答弁からございましたように、車が走っている以上、事故がゼロになるということにはなりませんし、強制的に、免許更新ができない人の免許はなくなりますから、これは運転をできないわけですが、更新時の更新で通る方については、車に乗り続けることは年齢にかかわらずできるわけであります。

しかし、あの大都市で、あれだけ交通網が発達して、電車だったら2 分か3 分くらいで、立て続けに来るようなところでも車乗るのです、実際には。それからみると、厚岸町は汽車についてはもちろん、釧路まで行くと、1 日数本とか、バスだって乗って買い物に来るときはいいのですけれども、買い物30 分、1 時間して終わったら、帰るまでに3 時間、4 時間待たされると。そういうような利用したくても、なかなか使い勝手がいいような形になっていないと。したがって、免許返納者が少ないということは、それだけ生活する上で不便だということで考えれば、地方のほうが、そういう理由が成り立つのではないかと考えております。

そんなことで、そこで各、一度知りうる範囲で、いろいろな免許返納者に対する支援体制といいますか、支援を調べてみて、私ができる範囲でも結構いろいろあるのです。東京都、ブレーキとアクセル踏み間違えた際の急発進防止装置を取り付ける費用の9 割補助。岡山県三崎町は、ワンペダル、これはガーっと、ブレーキを踏もうと思ってアクセルを踏んだときに発進しないという、その費用の3 分の1、15 万円限度。新潟では、とろとろ走るシニアカーというのですか、その助成。道内では、北竜町はタクシー券を年間5 万円支給。それから、もう一つは、これなかなかユニークなのですが、町村は年齢が年齢で忘れちゃったけれども、地元の信用金庫と連携して、免許返納者がその信用金庫に定期預金をすると、通常金利に0.05% 上乗せする。さまざまな取り組みが行われております。

これは、個人で車を運転するのだから、個人の責任だよということではなくて、これだけやはり高齢者による事故が増えるということは、結局社会問題だということに捉えている証拠ではないのかなと考えております。

それで、今朝か昨日か、新聞を見ましたら、政府のほうでは、これから販売されるであろう、製造されるであろう車については、自動ブレーキを新車への搭載の義務づけ。

それから安全運転サポート車のみを運転できる限定免許制度の創設を本年度中に政府は結論を出すということに報道がありました。

したがって、ハードの面といいますか、車の性能自体の面では、これは政府が考えて、そういう形にだんだん、やはりなっていくのだろーと思いますので、厚岸町が自動ブレーキをつける費用を今すぐ助成しなさいということではなくて、これは国のそういう規制の中で、メーカーがそういう、今時点でも自動運転まで必要かどうかわかりませんが、いろいろな安全装置がついた車が出ております。そんな形が義務づけられれば、これはハードの面では解消されていくのではないかと思います。

したがって、私が今回質問したのは、現在、まちの施策として実施されている中で、その拡充を図ることによって、多少免許返納者に意識づけがされて、そろそろ考えてみようかな、あるいは家族にそういう説得をされて、そうかな、生活は不便なのだけれども、まちのほうではそういう施策の中で拡充をして、いくらか今までよりは便利になって不便さが解消されるなど、そんなことができれば、免許返納者も増えていくのではないかと思いますので、今回質問をさせていただいたところであります。

例えば、デマンドバスのことも答弁にありましたけれども、デマンドバスも、例えば宮園とか光栄なんかは止まらないのです。それはバスがあるからといっても、バスだって日曜日なんか1日2本ですよ。朝10時過ぎに乗ったら4時まで帰れないのです。それは、今ある回数券乗っていったって、タクシーはもちろん呼べるかもしれませんが、年間5,000円の中で、例えば行き帰りタクシー乗ったら、何回乗れますかね。

毎朝、僕も通るのですが、宮園公営住宅ありますよね。公営住宅に毎朝9時になったらタクシー来ますよ。あれはイオンが9時に開くから、恐らく買い物だと思うのです。だから、デマンドバスもせっかく走っているのだから、利用する人が必ずしも皆さん町立病院だけで降りるのではないのです。ですから、その路線が、出発点はいいにしても、止まる場所、中継したり、最終到着地もあるのだろーけれども、止まる場所を少し考えたらどうですか。そうすると、今よりはよくなる。

例えば、病院に止まった。次、例えば量販店の前に止まるとか。そういう形でいけば、多少利用できる方が増えるのではないかと思いますけれども。そんなことも考えたいかがでしょうか。

ですから、今ある現行の施策の中で、どうすれば利用者が増えて、それから免許返納した場合でも多少不便さが解消されていくと。そういう方法を考えていけば、今よりは少しは改善されていくのではないかなと。

何としても、事故があった後で、こういう制度ができましたでは、これはうまくないと思うのです。だから、全くゼロにはできないかもしれない。車が動いている以上は。しかし、やはりこの狭い厚岸町の中で、被害者、加害者、ある意味、加害者であっても残った家族のこと、いろいろなこと考えれば、被害者の要素も出てくるわけです。ですから、何としてもやはり1件でも、あるいはなくなるように、できる限りの施策の中で検討していくということが、僕は必要ではないかと思うのです。その辺、デマンドバスも言いましたけれども。

それから、福祉課でやっている福祉交通回数券です。これは、恐らくことし、僕の記憶では700万円くらいの予算みていたのかな。しかし、交付は受けたのだけれども、利用

できなかったということで、不用額みたいなのが出ると思うのです。それは、どのくらい出ているのか。そうすると、返納者が、そんなに年間50人も100人もというふうになりませんし、その不用額を利用してというか、それで例えば対応できる部分を、上積みする金額が幾らかによりますけれども、そういう形で出てくるのではないかと思いますし、それは検討の余地が出てくるのではないだろうか。

それから、一度返納したら、何歳から対象にするかと。例えば、身体的な障害があって、62歳から返納する場合は、それはもう身体的な障害で運転できないわけですから、返納したとしても。ですから、何歳から支援の拡充を何歳までするのかと。例えば、後期高齢者の75歳の返納から始まって、85歳までするとか。あるいは80歳までするとか。そのことによっても制度設計というものは変わってくるのではないかと思います。その辺はいかがですか。

●議長（堀議員） 町民課長。

●町民課長（布施課長） お答えさせていただきます。

事故、1件でも少なくするという取り組みが必要だということで、今、町でやっている施策の拡充の中で対応してはどうかというお話しだと思うのですが。デマンドバスのお話しもちょっといただきましたけれども、デマンドバスは路線バスが町内走っていますので、そことの関係もちょっとあります。あちらは、やはり路線バスを走らせていますので、デマンドバスを走らせることによって、路線バスの乗客の影響が出てきますので、そちらはちょっとお互い考えながら行っていかなければならないことでありますので、これからはデマンドバスの本数を町内で増やすということは研究してはいきたいとは思いますが、その路線バスとの関係もあって、ちょっと難しい部分もございます。

あとは、免許返納に対しての支援ですが、管内でもやっているところはございます。白糠町と弟子屈町です。やっているところがありまして、弟子屈町の場合は、全体的な支援の中で、よく免許返納者に対して行っていますが、白糠町の場合は、その福祉施策の中でやっているところもありますし、あとは道内ですが、免許の高齢者が返納した場合の施策として、別に、福祉の施策ではなくて、高齢者の免許返納の支援として、別に設けているところもありますので、そういう整備につきましては、今後検討していかなければならない。どういう方向から、福祉のほうと一緒にするのか、それとも交通安全、事故をなくすための免許返納をしてもらうのかという方法で進めるのかというところの検討は必要かと思います。

年齢につきましては、ほかの例を見ますと、65歳からですとかあります。ただ、今回の事故を見ましても、75歳以上が特に多いということで、高齢者は65歳以上ということもありますけれども、免許返納につきましては、65歳から対象としまして、あと福祉のほうで75歳以上を対象にしているというような制度設計で行っているところもあります。町としての支援の施策は考えていきたいとは思いますが。

（「福祉課長から何かないかい」の声あり）

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 福祉交通回数券でございますけれども、70歳以上の方を対象に4月に交付を始めております。そして、実際にお話の中で不用額というようなお話しもありましたけれども、実際でございます。平成30年度では800万円くらいの予算に対して、500万円くらいの利用ということで、本当に利用される方が、せっかく交付を受けても利用されない方が多いということで、部分ではもう少しPRをしていきたいなと思うのですけれども。この状況というのは、前にバス圏と言っていた土地から同じような状況でして、ハイヤーも使えるような状況になったので、もう少し増えるかなというふうには思ったのですけれども、大きくは増えていない状況にはあります。

その回数券を使うということについては、それは私どももそれはいいと思っております。ただ、この回数券の交付事業ということで、70歳以上の方を対象に交付している今の交付の状況と一緒に、その免許の返納者に対しても、私ども福祉のほうから出すというふうにすると、非常に今利用されている方がごっちゃになってしまうといえますか、自分ももう前に返納しているからほしいとか、いろいろな形になってくるので、そこはちょっと線引きは必要かなとは思っております。そこは、町民課のほうとも相談をしていきたいと思えます。

●議長（堀議員） 6番、佐藤議員。

●佐藤議員 町民課長、路線バスが走っている時間帯にデマンドバス、そこ走らせる必要はないのです。だから、バスはさっき言ったように、例えば日曜日、午前中1便と午後1便しかないのです。例えば光栄に向かって走るやつは。ですから、バスが朝10時なら10時に走るやつは、それはそのバスに乗ってもらって、例えばいいのです。そして戻るときのデマンドバスとのバスの時刻の絡みなのだけれども、そのバスのない時間に、デマンドバスが戻りのコースを決めてもらえれば、路線バスの運賃収入が下がることはないでしょう。もともと走っていないのだから。その時刻に。だから、そういう心配はなくなるでしょうと。だから、考えれば、やはり、どうしてやれば便利になるかなという前提で考えればアイデアが出てくるのです。余りしたくないなという考え方でいくと、いろいろな問題が出てくるという話になってしまうのです。

だから、その辺は交通安全からの立場でいけば、布施課長の担当になるし、高齢者福祉でいけば阿部課長の担当になるから、それは内部でいろいろと協議してもらうことは結構だと思うのです。

それから、阿部課長からも出たけれども、僕そう考えたので、福祉交通回数券の拡充した場合に、どんな問題出てくるかという、今課長言ったように、いやいや75歳からだけれども、俺70歳のときに返してしまったんだという問題も出てくる。じゃあそれをどうするのかと。75歳から、例えば10年間支援するのだったら、74歳で返納した人は、その10年間になる期間を拡充してやるとか。あるいは、例えば上積みする金額がどうするのかとか。それから、地域的に、恐らくこの辺の人は量販店に買い物行くといったっ

て、バスもタクシーも乗らないと思うのです。そういう人まで75歳で、女性の人は免許持っている人は少ないかな、例えば白浜のほうとか、それから白浜の上のほうだとか。光栄だとか宮園だとか、あるいは奔渡だとか。そういう距離的に近いところと、じゃあ遠いところが同じ支援をするのかとか。だから、いろいろなそういう問題は考えるときに出てくると思うのです。それは皆さんプロですから、予算のことも考えながら、ぜひ前向きに、本当に前向きに、もう切羽詰まった問題です。

なかなか国や政府なんて重い腰で動かないけれども、この高齢者の事故の問題については、今朝の新聞ですか、昨日の新聞ですか、もう早急に、年度内にそういう結論を出すということに新聞報道もされていますので。

厚岸町でも特別日本全国でモデルになるような立派な制度でなくても、せめて今ある制度を拡充して、やはり町民同士で被害者、加害者を出さないという、これも一つ自然災害のように防災・減災もちろん大事なこと、命にかかわるから大事なことのだけれども、この車の高齢者の事故についても、本当に真剣にやはり考えて、できるところからぜひ取り組んでいただきたいと、そう思っていますが、改めてご答弁賜りたいと思います。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えをさせていただきたいと思います。

これはもう社会問題として大きな課題であります。以前もこういう事故があったやに受けとめているわけでありましたが、近年特に高齢者の交通事故というのがアップをされ、社会問題になっておるわけでございます。当然、それに対する厚岸町としても考えていかなければならない大きな問題であるわけでございます。

今、高齢者ということになると65歳以上ということになるわけでありましたが、免許保有者、高齢者、1,857人、現在おるわけであります。そのうち、事故の、今社会問題になっております75歳以上という方は661人、保有者がおるわけでございます。いろいろと国のほうも、今お話しありましたとおり、その対応をいたしておるわけでありましたが、国は国、厚岸は厚岸という中でどう対応したらいいのか考えていきたいという気持ちでいっぱいでございます。

特にご提案ありました福祉交通回数券の問題であります。担当課長からもお話しありましたけれども、今はタクシー利用、それから今年からJR利用という、年々、高齢者が利用しやすい回数券にしようと思って対応いたしておるわけでありましたが、返納者、自主返納に対して、この制度の中で一時的に増やしたらどうだというご提案もあったわけでありましたが、それも踏まえながら、厚岸町としてはどういうことがいいのか。

さきほど、弟子屈とか白糠の例がありましたけれども、しかしながら、デマンドバスはまだ利用されておりません。そういう地域もあるわけでありましたが、特に厚岸町は今、いろいろな高齢者対策を、そしてまた少子化対策を福祉施策として行っておるわけでありましたが、こういう社会問題に対しては、余り遅かったという事実も、これは反省しなければならぬと思っておるわけでありまして。今佐藤議員からの質問に、ここでどうしますという答えはちょっと出てきませんけれども、前向きに、早期に取り組んでいき

たい、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（堀議員） よろしいですか。

以上で、6番、佐藤議員の一般質問を終わります。

次に、7番、杉田議員の一般質問を行います。

7番、杉田議員。

●杉田議員 質問通告書のとおり、質問させていただきたいと思います。

始めに、ごみのポイ捨てについてでございますが、町の「豊かな環境を守り育てる基本計画」に基づいて、各団体や学校あるいはボランティア等による清掃活動が精力的に行われておりますが、依然として沿道や沿岸の空き缶や吸い殻等のいわゆる「ポイ捨てごみ」がなくなる現状にあります。まちの美観保護・衛生管理はもとより、主要産業であります一次産業保護の観点からも町の姿勢を問います。

アといたしまして、法律や、北海道及び厚岸町の条例ではポイ捨てごみに対して、どのように定められ、その罰則はどのように規定されていますか。

イ、ポイ捨て抑止策として、町ではどのような対策を講じているのか。

ウ、特にポイ捨て禁止に関する条例を定め、厳格に対応すべきではないか。

次に、がん検診の拡充・無料化についてお伺いいたします。

現在、特定健康診査については受診料を無料として、受診率の向上に努めているが、さらにがん検診についても、受診対象の拡充や無料化をできないか質問させていただきます。

以上、よろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 7番、杉田議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の「ごみのポイ捨てについて」にうち、始めにアの「法律や北海道及び厚岸町の条例でポイ捨てごみに対して、どのように定められ、その罰則はどのように規定されているか」についてであります。法律では、まず「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」には、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と定められ、罰則が「5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはこれに併科する。」とされています。

次に「軽犯罪法」には、「みだりにごみ、鳥獣の死体、その他の汚物または廃物を棄てた者は、拘留または科料に処する。」と定められ、罰則が「1日以上30日未満の拘留または1,000円以上1万円未満の科料」とされています。

次に「道路交通法」には、「道路において、進行中の車両などから物件を投げること。」を禁止するとされ、罰則が「5万円以下の罰金」とされています。

次に「河川法施行令」には、「河川区域内の土地に、ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物または廃物を捨て、または放置すること。」を禁止するとされ、罰則が「三月以下の懲役または20万円以下の罰金」とされています。

北海道の条例では、「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」に「何人も、みだり

に空き缶、空き瓶、たばこの吸い殻などを捨ててはならない。」と定められ、罰則が「2万円以下の過料」とされています。

町の条例では、まず、「厚岸町普通河川管理条例」には、「何人も、普通河川において、土砂またはごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物もしくは廃物を捨ててはならない。」と定め、罰則を「20万円以下の罰金」と、次に「厚岸町公園条例」には、「入園者は、公園において、ごみ、その他の廃棄物を捨ててはならない。」と定め、罰則を「5万円以下の過料」と、次に「厚岸町緑のふるさと公園条例」には、「入園者は、公園において、ごみその他の廃棄物を捨ててはならない。」と定め、罰則を「5万円以下の過料」と、次に、「別寒辺牛湿原自然観察施設条例」には、「指定した場所以外にごみ、その他の廃棄物を捨ててはならない。」と定め、罰則を「5万円以下の過料」としております。

次にイの「ポイ捨て抑止策として、町では、どのような対策を講じているか。」についてであります。町では、不法投棄やポイ捨て防止の抑止効果を上げる目的で、平成18年4月に、釧路管内の他の7市町村と「自然の番人宣言」をしております。

この「自然の番人宣言」に基づいて取り組みを進めており、町内における賛同企業の募集・認定や、「ポスターコンクール」、「環境パネル展」などの啓発活動を実施しております。

また、町民や事業者との協働による環境美化運動として、毎年5月に「厚岸町クリーン作戦」や「自治会一斉清掃」を実施し、多くの町民や事業者の方々と、清掃活動を通じた住民参加型の啓発運動を行っております。

このほか、町内の小中学校及び高等学校においての環境美化運動への支援、厚岸町公害・環境監視員によるパトロール、ポイ捨ての多い箇所には啓発看板を設置して、ポイ捨ての抑止に力を注いでおります。

次にウの「特にポイ捨てに関する条例を定め、厳格に対応すべきではないか。」についてであります。ポイ捨て禁止条例は、「重点区域を指定し、過料を設け、監視員を配備することによって、大きな効果を上げることができる。」と言われる一方で、「条例の周知や運用の徹底にかかる人的・物的なコスト負担が非常に大きすぎる。」との課題もあるとされております。

これまで厚岸町では、町民一人ひとりのモラルの向上を図り、マナーとして定着するよう、啓発活動を中心にさまざまな取り組みを行ってきました。

しかし、残念ながら、沿道など散乱する空き缶などのポイ捨てが後を絶たないという現実もあります。

現在、全道では、179市町村のうち、ポイ捨て防止条例等を制定している市町村が84自治体あります。

今後は町としても、先進的に実施している取り組み等の情報収集を行った上で、「ポイ捨て禁止条例」の制定について検討してまいりたいと考えております。

続いて2点目のがん検診の拡充・無料化についてであります。がんは、当町においても死亡原因の第1位であり、国の統計によると、国民の2人に1人はがんに罹るとされているなど、その対策の重要性は大きくなっております。

がんの早期発見・早期治療のためには、定期的ながん検診の受診が効果的であり、健康増進計画「みんなすこやか厚岸21」に基づき、受診率の向上を目指し、誕生月に若年

層の対象者へ受診勧奨のはがきの郵送、自由に検診日を選択できる個別健診の実施、身近な町内で休日に受診できる集団検診の実施、乳がん、子宮がん検診を「あみか」で行う際の託児の実施、などの各種取り組みを進めておりますが、その受診率は伸び悩んでいる現状にあります。

特に、若年層の受診率については低迷しており、課題と捉えているところであります。

まず、受診対象の拡充についてであります。当町では、健康増進法に基づき、胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がんの各検診を、厚生労働省が定める「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に沿った対象者、健診方法、受診間隔により実施しております。

これは、地域のがんの死亡率を減少させる目的で、科学的に有効性が確立された検査方法により行う「対策型健診」として実施しているものであることから、現在、対象となるがん検診の種類や年齢の拡充については考えておりません。

次に、受診料の無料化についてであります。受診料については、受診に要する費用の一部を負担していただいております。生活保護を受給している方及び後期高齢者医療保険に加入している方については無料で受診できることとしております。

検診受診率については低い状況が続いているため、国の制度を活用し、節目年齢の方を対象に、平成21年度から、乳がん、子宮がん検診、平成24年度からは、大腸がん検診を加え、平成29年度までに無料クーポン券配付事業を行いました。受診率の大きな増加にはつながらなかった状況にあります。

しかし、受診料の無料化は、受診者の経済的負担の軽減につながるとともに、受診の動機づけにもなる大きな手段の一つと認識しており、特定健康診査の受診率向上対策との連携による効果も考えられますので、引き続き受診料の無料化について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（堀議員） 休憩いたします。

杉田議員の再質問以降は、休憩後といたしたいと思います。

再開を午後3時30分といたします。

午後2時58分休憩

午後3時30分再開

●議長（堀議員） 本会議を再開いたします。

7番、杉田議員。

●杉田議員 ポイ捨て問題について、改めてお尋ねさせていただきたいと思いますが、簡潔に法律、各条例等、まとめていただいております。どうしてもポイ捨てという言葉から、非常に軽い犯罪であるというふうな認識が、これ誰しもおもちになっているところがあるのかなと思います。

今、こちらの答弁いただいたとおり、場合によっては懲役刑であったり、場合によっては1,000万円以下の罰金というものがあるような、大変思い罰則が規定されているものであります。

ただ、やはりポイ捨てという行為そのものが、なかなか摘発されずらい犯罪であるということから、簡単にポイ捨てされるのかと思うのです。

まず、この犯罪であるということを改めて町民の皆さんに、町民だけの、町内のごみが必ずしも町民の方が捨てたかどうかということもわからないものなのですけれども、広く認識いただきたいと思います。

二つ目のポイ捨て抑止策としてですが、まずお尋ねしたいのは、町内に過去には、例えば観光施設ですとか、コンビニとかにごみ箱、空き缶、ペットボトル、燃えるごみ、燃えないごみ、ごみ箱というものが設置されていたように思うのですが、それがなくなった理由をまずお尋ねして、これは尾張課長なのかと思うのですが、お尋ねしたいと思います。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（尾張課長） 観光施設ということでよろしいでしょうか。

現在、我々が管理していますのは、あつけし望洋台、ピリカウタ園地、あやめヶ原の合同の駐車場などございますけれども、特に国道沿いにありますあつけし望洋台等につきましては、現在もごみ箱等は設置はされておりますけれども、缶とかペットボトル、瓶、そういった資源ごみとして回収できるものについては、そこに入れていただくことはできますけれども、それ以外のものについてはお持ち帰りいただくといった周知を図らせていただいているところでございます。

また、もう1点、コンビニ等でのごみ箱について、今ほとんどのお店が店内のほうにごみ箱を設置といった形で、かなり町内のごみにおいても、外に置いているものに対して、家庭ごみの不法に投げられるといったこともありまして、現在は町内においても、店舗内でのごみ箱設置といった中の流れになってきていると認識しているところでございます。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

ただ、やはりごみ箱を利用される方の適正な利用がされていないということが理由かと思うのですが、ちょっと言い方があれかもしれないですけれども、ポイ捨てされるぐらいだったら、1箇所にとめてされたほうが、まとめてごみを収集、集積されたほうが、まだ対処ができるのかなと思います。

ポイ捨てされる理由の一つとして、捨てる場所がないからというのが理由あるのです。皆さん思うのですけれども、家に持って帰ればいいじゃんという話になると思うのですが。旅行者の方とかですと、捨てる場所がなくてポイ捨てを平気で沿道にってしまうという理由もあるように聞いております。

今一度、そのごみ箱の設置、空き缶、空き瓶、ペットボトル等の、せめて、家庭ごみというのはまたちょっと行き過ぎかと思うのですが、空き缶、ペットボトル、空き瓶のごみ箱を設置する、検討する余地はないのかなと思います。改めて、今一度お願いいたします。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） 答えいたします。

厚岸町におきましても、過去に駐車体もしくは駐車場にごみ箱を設置していたということもありました。ただ、先ほど議員おっしゃるとおり、不法投棄とか、きちんと管理されない。さらには、ごみがごみを呼ぶような状態になっておりまして、なかなか管理するのも難しい。そういうこともありまして、ごみ箱というのは撤去させていただいております。

確かに、旅行者等ごみを捨てる場所がないという話もありますが、コンビニエンスストア等にもごみ箱というのは店内のほうに設置しております。そういうところを活用していただきまして、ごみを適切に処分していただくというのが1番よろしいのではないかと我々は考えておりますのでご理解をお願いします。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ちょっといろいろとまだ課題といたしますか、相反する課題のところがあつて難しい面もあると、私も理解します。今後、改めて私自身も検討、考えていきたいと思ひます。

ただ、いずれにしてもごみ箱を利用されるといひますか、ごみを処理して、それをどこかに捨てようとする方の適正なごみ箱使用というものを求められれば可能な話だと思ひますので、それをちょっと見据えていきたいと思ひます。

例えば、ごみの種類とか、今答弁の中にもありましてとおり、各団体でクリーン作戦、ごみ拾ひ、美化運動ですか、美化運動をしている中で、例えば空き缶、空き瓶、燃えるごみ等の減少、数値というか、数量というか、そういったものの集積、数がどれだけ減ってきているのか、増えているのかという集積というものはされているのでしょうか。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） 厚岸町としましては、毎年5月に厚岸町クリーン作戦または自治会一斉清掃というものを行っておりますが、このごみの推移であります、多い年と少ない年がございます。例えば、今年でいうと7トンほどのごみが集まっております。昨年度は3トンほどのごみがありました。このように毎年減少傾向にあるかといひますと、そういうことでもございせん。多い年と少ない年となっておりますのをご理解していただきたいと思ひます。

クリーン作戦の湿原清掃だけに限定していいますと、湿原清掃のごみは年々減少して

いる傾向にありまして、今年は90キロほどのごみがありました。これは、過去10年ほど前は300キロほどのごみがありました。湿原清掃のＪＲ花咲線の線の沿線につきましては、ここは間違いなく減少していると考えております。以上です。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

このゴミ捨てに関して最後でございますが、条例に関しましてお伺いをします。全道で北海道では179市町村中84、ほぼ半数に近い市町村が、このポイ捨て条例というものを定めているということで、厚岸町としても、ぜひ、今、道立公園の国定公園化というものも進めておられますし、また道東、自然が売りの道東でもあると思いますし、海、牡蠣ですとか、一次産業のためにも、ぜひこの条例を定めて、町の姿勢というものを内外に示すべきであろうと思います。

この情報収集を行った上、ポイ捨て条例の制定について検討してまいりたいというのは、先ほどの国定公園化の話も含めて、時期的にはどのように考えておられるのかお伺いいたします。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） 答えさせていただきます。

私どもの、この条例設定のタイミングでありますけれども、厚岸道立自然公園が国定公園に格上げされるというタイミングが1番町民の方も意識するきっかけとなるのではないかと考えております。ですので、来年11月にも北海道のほうで環境省のほうに格上げの申請をされるという話もありますので、それまで時間をかけて十分に情報収集もしくは検討を行ってまいりたいと思っておりますので、ご理解よろしく申し上げます。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

ぜひ、来年度に向けて、道立自然公園の国定化にあわせた形でぜひ条例の制定をお願いしたいと思います。

この条例の制定をお願いして、じゃあ即効果が表れるのか。空き缶、空き瓶といったものがゼロになるのかっていったら、なかなか難しいことだというのは理解しております。ただ、やはり先ほど申し上げましたとおり、町の姿勢を示す意味でも、ぜひ必要な条例だろうと思います。

また、町だけの力でポイ捨てをゼロにできる話でもないと思います。例えば、場合によっては警察の力をお借りする必要性もあると思います。犯罪、あくまでも犯罪なので、町だけで対応できる話ではありませんので、警察の力もお貸しいただいて、ぜひ厳格に、このポイ捨てに関しては進めていただきたいと思います。

ただ、きれい、汚いだけの話ではなくて、皆さん、各報道ですとかインターネット等

で調べれば、すぐ、書物等でも調べれば、すぐわかる話だと思うのですが、海に、例えば空き缶、空き瓶、たばこの吸い殻も、そういったものが簡単に平気で厚岸町の方は捨てています。海にも。直接的に海にも空き缶、たばこの吸い殻というものを捨てていますので、これ、ぜひ厳格に対処していただかないと。

例えば動画サイトなんかですと、厚岸町のまちの概要だけでなく、実態を動画にして、全国、あるいは全世界に厚岸町の姿が見られています。ぜひ、条例をきちんと定めていただいて、厳格に警察、その他の力もお貸しいたきて、厳格に対応できるような形をとっていただきたいと思います。それについて、一言、いただければと思います。

●議長（堀議員） 環境林務課長。

●環境林務課長（鈴木課長） ポイ捨て行為でありますけれども、ポイ捨て行為は違法行為でございます。このことにつきましては、我々も広報もしくはホームページ等を利用しながら、住民にこれは違法行為で重大な犯罪ですということを周知をしてまいりたいと考えております。

また、ポイ捨て条例でありますけれども、この条例は決して罰金をとるのが目的な条例ではありません。町民にそういう啓発をしていただくのが目的の条例でありますので、その辺も今後におきまして、十分情報収集しながら検討を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解願います。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 次にがん検診の質問でございますが、この特定健診も含めて、これに関して質問させていただいて恐縮でございますが、特に今回がん検診だけについてお尋ねしたいと思います。

がん検診の種類の拡充、その対象となる拡充、ほかのがんにも適用、無料、受診できるようにできないのかとの話については、今、理解しました。この科学的に有効性が確立された検査方法により行う対策型検診として実施しているということでございますので、男性ですと胃がん、肺がん、大腸がんでしたね、女性になると子宮がん、乳がんも含めてだと思えます。こちらのほうは対策型検診であるということで理解いたしました。今後、また補助が受けられるような、助成が受けられるような形になった場合には、随時ご検討いただければと思います。

この無料化、今適用されている、対象となっております胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がんについてに限っての無料化についてのお伺いしておりますが、こちらについてもぜひご検討してまいりたいと考えているという答弁をいただいておりますが。実際に、今受診されている人数としては、パーセントとしては20%前半だと思うのですが、人数としてはすみません、特定健診も含めた形になると思うのですが、何人くらいの方が、おおよそ何人くらいの方が受診されているのでしょうか。人数として結構です。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 検診を受けている人数ということでありますけれども、今、平成30年度で胃がん検診を受けた方は395人。それから肺がん検診は563人。大腸がん検診は559人。子宮がん検診が177人。乳がん検診が180人という状況でございます。受診率といいますか、パーセントでいきますと、20%には遠く及ばない10%前後というような状況でございます。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 わかりました。

健康診査に比べたら、そのうちのさらに人数的には減ってしまうということだと思います。ということは、やはり有料であるから受けられない、受けられないというか、そこまで受けないという方が多いのだと思うのですが、ぜひ今後、これ経費もかかる話ですから、はいやりましようとする話ではないのは十分理解しております。ただ、町民の健康というものは、まちづくりの中の基本中の基本だと思いますので、ぜひこれに経費をかけていただいて損はないといいますか、基本的に最優先で要する費用かと思うものですので、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。

人数お伺いしましたのは経費的に幾らくらいかかるのかなと考えたのですが、今いただいているお金自体が補助をいただいたお金ですので、私の頭の中では今ちょっと計算ができませんので、幾らくらいかかるかなと思ったのですが。経費もかかる話だと思いますので、簡単にはいやりましようという話にはならないと思います。ただ、今申し上げたとおり、それに要してかけて、かけるべき経費だと思いますので、町民の健康を最優先に考える。人口減少の抑制も踏まえての観点からも、町民の健康寿命を延ばすという意味では、ぜひかけて損はない、無駄にならない経費だと思いますので、ぜひ前向きにご検討いただきたいと思います。最後にします。一言答弁いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 実は、無料の検診という部分では、確かに経費がかかるので受けられないという方もいらっしゃるのとは確かだと思うのですが、国の補助を受けて、実際に無料クーポン券を配付をして、節目の年齢というふうになりますけれども、クーポン券を配付して、実際に直接その方に案内を、無料のクーポンを送って受けてくださいという案内をした事業を、平成21年から29年まで実施をしましたが、実際にはその送っても、その分だけ受診率が伸びたという状況が、実際には見えない状況ですので、せっかく無料の券を送って、そういう機会をつくっているのになというのすごく思っております。そういう経過があるものですから、単純に無料化をして伸びるかといわれると、何とも答えづらい部分はあります。

ただ、やはりがんの治療というふうになりますと、すごく大きな医療費がかかることになってまいりますので、本当に1人でも2人でもそういう方を早期に見つけて対策す

るということは大きな効果だとは思いますが、改めてその部分も、実際に特定健診を無料にしたのですけれども、その特定健診を無料にしても、がん検診分は無料になっていないということでは、なかなか無料にした意味が余り、効果發揮していないかなという部分もありましたので、それらも含めて検討をさせていただきたいと考えております。よろしくお願いします。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 すみません。ありがとうございます。

先ほどのポイ捨てにしても、この特定健診、がん検診についても、私、ことあるごとに町民の皆さんにも、ぜひ受けてくれ、ポイ捨てやめてくれという話をさせていただいているのですが、なかなか目に見えない、目に見えてこないという悔しい思いでも、私もありますので、ぜひポイ捨てに関しても、このがん検診に関しても、受診率の向上に向けて、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。終わります。

●議長（堀議員） 答弁はよろしいですか。

●議長（堀議員） 以上で、杉田議員の一般質問を終わります。

次に、3番、室崎議員の一般質問を行います。

3番、室崎議員。

●室崎議員 先に通告申し上げました一般質問通告書に従い、質問を申し上げます。

まず1点目は桜・牡蠣まつりについてであります。桜・牡蠣まつり、それから牡蠣まつりなどの町内の大きなイベントが行われる際に、町民生活にどのような影響を与えているか。そして、その対策はどのようなものがあるのかお聞かせいただきたい。

2点目は津波災害についてであります。1が二つ入っていますが、これは印刷ミスだと思います。災害対策本部は、消防庁舎に設置されることとなっていたというふうに聞いております。これに伴って、設置の手順や、その体制機能等に従来との間で変更された点があるかどうか。全く同じなのか。その点についてご質問申し上げます。

以上、2点についてです。よろしくお願いします。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 3番、室崎議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の桜・牡蠣まつり、牡蠣まつりなど町内大イベントの行われる際における、町民生活に与える影響とその対策についてありますが、各まつりについては、天候にもよりますが、まつり期間中はステージイベントを行う2回の日曜日には、「桜・牡蠣まつり」では、6,000人から8,000人、また「牡蠣まつり」では、1万人から1万3,000人の方が子野日公園に訪れ、来場の交通手段が主にマイカーであり、町民生活に与える影響としては、交通渋滞、それに伴う騒音や排気ガス、ごみのポイ捨てなどが考えられます。

特に交通渋滞については、過去には、会場である子野日公園付近の渋滞によって、奔渡7丁目や床潭・末広地区の車両往来に支障をきたしたほか、厚岸大橋から湖北省街地、一時国道に及ぶ交通渋滞を引き起こし、幸いにして緊急車両の出動はなかったものの、渋滞に巻き込まれたり、住宅から出られないなど、町民生活に影響を与えたことがあります。

このため、会場周辺の駐車場でのスムーズな誘導に努めるとともに、毎年、観光協会では、子野日公園の周辺にある海産干場などの所有者に対し、まつりの駐車場として利用させていただき協力と、まつり開催への理解を求めるとともに、交通指導に当たる警備員の増員を図る一方で、町では土、日、祝日における職員の増員も行い、受け入れ体制を整えています。

また、各まつり開催前には、厚岸警察署を始め関係機関との連携を図りながら、迅速な対応が図れるよう受入対策会議を開催し、協力関係を密に対応していくこととしております。

さらに、緊急車両の運行対策については、厚岸消防署では、当日の交通渋滞を予測しながら、湖南地区の第1分団へ緊急車両の予備車と、救急救命士を含めた3名の隊員を配置するなどの体制をとることとしております。

しかし、緊急車両が厚岸大橋の交通渋滞により通行できないような事態を避けるため、町としても厚岸大橋の交通渋滞が生ずるような場合には、厚岸警察署、厚岸消防署とも連携しながら、緊急車両の出動が生じたときには、通行車両に対して停止していただくよう協力を求めるなどの対応をしていきたいと考えております。

交通渋滞に伴う騒音や排気ガスについてですが、昨年秋の牡蠣まつりから、JR列車の利用促進のほか、交通渋滞緩和のため、JR厚岸駅発着列車にあわせたシャトルバスを土曜日と日曜日に運行し、利用についてポスターや観光情報誌で周知しているところがあります。

また、電話でお問い合わせいただいた方には、日曜日は混雑が予想されることから、平日や土曜日をお勧めしたり、駐車場に限りがあることから、グループで来場される際は相乗りでお越しいただくようご案内申し上げているところでございます。

ごみのポイ捨て対策については、スタッフにより駐車場やまつり会場付近の道路のごみ拾いを実施し、ポイ捨てをしにくい状況をつくり出しているところではありますが、依然としてポイ捨てする方がおりますので、引き続き、まつり会場の放送や掲示物により啓発していきます。

今後においても、各まつり時における町民生活に与える影響や課題などについては、その都度、厚岸警察署を始め関係機関と十分な協議を行い、その対策を図ってまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

続いて、2点目の津波災害について、「災害対策本部は、消防庁舎に設置されることとなった。これに伴い、設置の手順、その体制や機能等に従来と変更された点があるのか」についてであります。当町の災害対策本部においては、厚岸町地域防災計画で規定する設置基準に基づき、津波警報及び大津波警報が発表された場合、厚岸消防庁舎に設置することとなっております。

この設置基準は、平成29年度、厚岸消防庁舎の移転新築後に見直しており、それ以前

は、厚岸味覚ターミナル・コンキリエに設置するものとなっております。

設置の手順やその体制については、厚岸消防庁舎に変更になっても何ら変更はありませんが、機能等については、厚岸消防庁舎に災害対策本部を設置することで、災害時における消防との連携が図られ、町と消防がより密接な連携のもとで災害対応に当たることができるようになり、防災機能の強化につながるのと考えます。

また、昨年10月には、厚岸警察署も津波警報発表時に、代替施設として厚岸消防庁舎を使用することになり、災害時において、町、消防、警察の活動拠点が同一施設になることで、情報の共有や一元的な対応が可能となり、さらなる防災体制の充実につながったと考えます。

このほか、厚岸消防庁舎が備え持つ非常発電設備により、厚岸味覚ターミナル・コンキリエでは利用制限があった通信機器等を、不足なく利用できるようになり、厚岸味覚ターミナル・コンキリエにおいては、参集した職員と避難者が混在しないことから、避難施設としての機能が向上するものと思われます。

なお、厚岸味覚ターミナル・コンキリエは、避難施設・避難場所としての位置づけには何ら変わりはなく、災害用の備蓄品についても、今まで同様の配備をいたします。

以上でございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 まず、いわゆる桜・牡蠣まつり、牡蠣まつりといったもののときに、住民生活に大なり小なり影響を与えるということについて、どういう対策をとるかという点について、私のほうから具体的にあの点とこの点というふうに敢えて書かないで、どういう点に重点的になさっているのかということを知りたくて、こういう書き方をしたのですが、非常に問題点はきちんと把握しているのではないかと思います、大変心強い。

それで、1番の問題は交通渋滞だと、ここで町長の答弁は言っていますが、私もそう思います。それ以外にもいろいろあるわけですが、ただ1年のうち、そういうことが具体化するの何日もないし、交通渋滞そのものにしても、朝から晩までびっしり渋滞しているわけではないし、何時間かという点では、確かに一時的なものだとは思っています。

それで、小さなというか、余り重要ではないほうから申し上げると、例えばごみやそういう、人がたくさん来ますから、必ず不埒な人間もいるわけですから、ごみの、今その前に杉田議員がおっしゃっていたごみのポイ捨てだとか、いろいろなそういうものも出てくるかと思います。これについては、やはりその問題点を把握して、きちんと対応しているということがわかりましたので、これについてはなお一層の対策を推進していただきたい。そのように思います。

それで、特に私がこの湖南地区の方から聞いている話、不安感といいますか、それはそんなに長い時間でもないとは思いますが、ピーク時には、かつては門静の辺りから子野日公園まで車の列ができてしまったということもあったのだそうです。私はそっちまで見に行ったわけではないですが、我が家の窓から味覚ターミナルの前を通ってくる道路が見えますけれども、それが全部車でもって動かなかったということ

もありました。

それで、そういうような渋滞を起こしてしまった場合、それだけ人が来てくれることはありがたいのですが、厚岸大橋が上下とも車が渋滞してしまうというような状況が出たことがあるわけです。今まで。ここで町長の答弁でも、町長もおっしゃっているけれども、たまたま何もなかったから、そういう話になるようなことがなかったからよかったのですが、心臓疾患だとか脳卒中だとかというような、本当に急を要する、すぐ町立病院に入って、初期手当をして、それから釧路に運ばなければならないであろうと思われるような、寸刻を争う病気というのがありますよね。そういうときにどうするかだと思うのです。

今いる車にちょっとどいてくれと言っても、ざっとつながってしまう中では、道を空けてやりたくてもできないです。特に橋の上なんか。そういうとき、最悪の場合、どういうふうにするのかという点についての検討というのをなさっていますでしょうか。

この答弁の中でお聞きしていると、警察も入って、その渋滞しているものを通行車両への停止してもらおうというようなことをおっしゃっていますけれども、それで対処できるでしょうか。最悪の場合。その点についてお聞きしているということです。

●議長（堀議員） 環境商工課長。

●環境商工課長（尾張課長） まずもって、ごみのポイ捨てにつきましては、ご指摘のとおり、さまざまな形で、また周知を図りながらマナーの向上を図っていただくような対策を講じてきたと考えております。

また、ご質問ありますように、我々1番懸念しますのは厚岸大橋1本しかないといった中で、最悪の事態があった場合の検討が十分なされているのかというご質問でございますけれども、過去にはそういった実態が起きた中で、我々スタッフのほうがそれに対応した中でのシミュレーションはきちんとできているのかと言われますと、それはやはり現状の中から言いますと、十分な検討がさらに必要だというふうに認識をしております。

まずは、ピーク時間が大体11時から12時、子野日公園に向かうピークがあります。さらには早く来た方々が帰られる時間、大体1時半から2時半の時間帯といった中におきましては、近年の中では通行状況の中で大きな混雑は起きてはいない状況にはありますが、やはりそういったこと、天気、さらには、特に牡蠣まつりの場合については後半3連休等がございますので、そういった中で来場者が多く来られるという可能性は十分にあります。そういった実態をここ近年の動向を含めながら、実際にそういったことが起こらないような体制を組むにはどうするのか。それにつきましては、さらに警察、さらに消防署、また関係機関との中で十分に検討していきたいということで考えております。

ただし、町長のほうから答弁がありましたとおり、渋滞時においた中で、我々は車両に対して止まっていたきながら、通行の車両路線を上下どちらか確保するような形しか、要は想定しておりませんけれども、ご質問者様がご心配される点については、我々最大の課題だと認識しておりますので、さらに迅速な対応がとれるような形での検討を進めさせていただきたいと考えておりますのでご理解願います。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 素人のすつとんきょんな提言だと笑わないで聞いてほしいのですが、救急車ではなくて、救急船というものが許されないのでしょうか。例えば、奔渡側ですと小さな船でしたらあっちこっちから出れますよね。それで、このいわゆる港まちの、特に厚岸湖側に止めれば、そこから町立病院に行くまでに、渋滞していて動けない道路というのはないのではないかと思います。

そういうような、橋が完全にどうにもならないようなぐらいに渋滞しているときには、発想を変えて救急車ならぬ救急船を用意すると。とにかく、町立病院までどうやったら早く搬送できるかというようなことも検討していただきたい。

ただ、これは救急事態に対するいろいろな法律もあるでしょうから、実現可能かどうかは私はわかりません。調べてみたけれども、そんなこと書いてある本もなければ、ネット上の記載もありませんでしたので、これは全くの私の素人の提言なのですから、そういうことを含めて、万全の処置をとっているということを、どうか町民に対しても心配ありませんよと言えるようにしていただきたいのです。

そして、そんなときになったらどうするのだろうなという不安に思っている方が結構いらっしゃると思いますので、そういう方たちに対しても、いや町としてはここまで考えているのだということをきちんとやっていただきたい。いかがでしょう。

●議長（堀議員） 環境商工課長。

●環境商工課長（尾張課長） 貴重なご提言ありがとうございます。

やはり、いろいろな中考えていきますと、もともとは厚岸大橋がなかったわけでございます。そういった中で、今、イベントを通した中では、これだけ多くの方々が来るような状況になっておりますし、救急船、どのような形で対応が、検討が可能なのかどうかわかりませんけれども、まずもって検討をさせていただきながら、万全な体制を図るためにはどうしたらいいのか。先ほど言いましたとおり、警察署、消防署等を含めて、また船舶の所有となっても限られた中で一般の漁船が使われるのか。また漁業共同組合等が保有されている船をそういった中で活用させていただくことが可能なのか。そういったことを含めた中で、検討をまずさせていただきたいと考えておりますのでご理解願います。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 よろしくお願ひします。

それから、その次に、夕べも大きな地震がありました。ここではないけれども。いつ来るかわからないわけです。そういうイベントの、多くの人が入っているときに、震度6とか、そういうような地震があったとき。まず、会場にも厚岸の住民でない人がたくさんいるわけです。そうすると、地理にも疎いですね。そういう人たちの誘導。それか

ら、もし道路がずっと珠々つなぎになっている、そこにずっと自動車に何人かずつ乗っているわけですね。そういう事態の中での誘導。こういうものについては検討していますか。

●議長（堀議員） 環境商工課長。

●環境商工課長（尾張課長） 我々としては、災害等を含めた中でのイベントのあり方ということは今まで検討したことはございません。ただし、いろいろなことが想定されるわけですから、それに対処すべきことについては、これからいろいろな状況を踏まえた中での検討はしていかなければならないということを改めて考えさせていただきました。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 都会ですと、今、東京オリンピックだとかワールドカップだとかというのが日本で開かれるときに、1番最初にそういうところで行われているのはテロ対策なのです。厚岸でテロ対策考える必要は、私はないと思うのだけれども、逆に今度は地震とか津波とかというようなものについては、やはり考えなければならぬと思うのです。

特にそういうときというのは、遊びに来ている人たちが多いですから、こういうときというのは1番体制は脆弱だと思うのです。それに対して、どう対処するかということは考えていただきたい。

それから、最後にしておきますが、この点については。町長の答弁聞いていますと、関係機関とのいろいろな問題点協議というのは行っていると。そして対策を図ってきているというのがおっしゃってまして。それはよくわかりますし、ひところいろいろあった周辺の苦情とか、そういうものが今はほとんどないと聞いています。非常に対策がよく立てられていると思います。

ただ、やはり付近住民といいますか、そういう一般町民からの声というものも、何らかの形で吸い上げることも考えていただきたい。要するに、関係機関だとか、そういう人たち、よく一般町民の言い方を借りますと役場のえらい人、こう言うのですけれども、そういう人たちだけで問題点を考えていると、やはりその場にいる人が考えているものを落とす場合があります。それで、その点についても、アンケートでも聞き取りでも何でもいいですから、そういうものを意見聴取といいますか、そういうことも進めたいと思いますがいかがでしょう。

●議長（堀議員） 環境商工課長。

●環境商工課長（尾張課長） 町長の答弁にもありましたとおり、海産干場等をお借りしないと、なかなかこのイベント等も実施できないような状況になっております。それにあわせた中では、周辺の住民の方々につきましても、このまつりに対するご協力等もさせていただいているところでございますが、やはり桜・牡蠣まつりにあたっては70回、

さらに牡蠣まつり等についても五十何回を超える中で、この子野日公園を会場として今まで実施してきているわけですが、ある面、我々としては、周辺の住民の方々もご理解いただきながら実施をさせていただいているといったことで考えておりましたが、やはりそれぞれ時代の流れにあわせた中での、今言った交通渋滞等のお話もありますし、それぞれお気づきの点もあろうかと思しますので、あらゆる機会を通した中で、いろいろなご意見をお聞かせいただきながら、先ほど町長最後の答弁がありましたとおり、それぞれの関係機関、当然地域に住んでいる皆様のご意見もいただきながら、検討を図りながら、よりよいまつりの開催、来ていただいて、まずは喜んでいただく。さらには事故なく、無事帰っていただきながら、さらにはまた来年来ていただけるような、そういったイベントにしていくために、毎年いろいろな課題につきましては、一つ一つ、改善に向けた中で対応をしていきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 ちょっと先の質問で言い忘れてしまったので、後先になって付け加えますのでお許しいただきたい。私はそれをやらないので、直接見れないので、間接的に聞いているのですが、SNSというネット上の、そこにいろいろな人がいろいろな意見を載せていくのです。意見、印象。そうすると、厚岸の桜まつり、牡蠣まつりはすごくいいよというのがある一方で、ここのところにこんなうまくないところがあるというようなことも結構書いている人がいるらしいです。発信人がわからなければ、これ、町民が書いていることだってあるのかもしれないという意味で、ちょっとこの中に入れるのですけれども。そういうものもきちんと見ていますか。的外れの、何というのですか、悪意に満ちた中傷もたくさんあるでしょうけれども、褒めているばかりではなくて、いろいろとこっちがかちんとくるようなことを言われるところが非常に大事だと思うので、そういうものも目を配って、改良すべき点を改良していただきたい。いかがでしょう。

●議長（堀議員） 環境商工課長。

●環境商工課長（尾張課長） 昔はポスターを配ったり、チラシを配ったりといった中で、広く札幌圏内含めて、道内各地に配付をさせていただきながら、厚岸町にお越しいただいた時代でありました。今、おっしゃっていただきましたとおり、今は簡単に個人がSNS、ソーシャルネットワークサービスを使った中で、交友関係を構築するような形で、常に情報発信がされている状況にあります。

我々も当然、このSNSを使いながら、各まつりの開催PRをさせていただいている状況もありますし、やはりいろいろな喜んでいただいた、よかった点を上げていただいたり、苦言をいただいたりというのも現状ございます。

いかにして、よい評価を上げさせていただいて、悪い評価を下げていくのかというのは、やはりただ単に上げるだけではなくて、出店されている出店業者の方々もいらっしゃいますし、そこに携わるみんなが情報を共有しながら、厚岸町のまつりのあり方につい

て考えていくということが1番大切だと考えておりますので、そういった中では、いただいた意見、いろいろと検討しながら、前向きなイベントとなるように、さらに検討を進めていきたいと考えておりますのでご理解願います。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 次、2問目に移ります。

町長の答弁で厚岸町地域防災計画で規定する設置基準は、今は大災害の非常配備のときにコンキリエを使うともとは書いていたのだけれども、これはもう完全に変更されて、消防庁舎を使うというふうに記載変更になったのですね。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎課長） 消防庁舎ができた段階で地域防災計画、その後若干遅れているのですけれども、改訂は済んで、消防庁舎が災害対策本部の設置場所というふうに規定をされております。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 それでよくわかりましたが、この消防庁舎の建っている場所なのですけれども、コンキリエと比べますと、町内の状況が、そこから見えないのです。コンキリエのほうが、港町のほうから何から全部見えるのです。ところが、1番見えるのはこの役場の4階かな。だけれども、ちょっとこう袋の中に入ったような地形ですから、全部が見渡せないのだけれども、それを心配する町民の方もいるのです。

それともう一つは、国道に面していますので、そういう大きな地震が来て、津波だということになると、狂奔する車があるのではないかと。そういうときに支障が出ないだろうかということを言う人もいます。そのあたりについては、どういうふうに検討なさっていますか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎課長） 確かにコンキリエに比べると、消防庁舎のほうが、例えば湖のほうだとか、厚岸大橋の周辺というのは見えづらい環境にはなっております。

ただし、コンキリエのほうには津波監視用のカメラを設置してございます。町のホームページからも見れるようになっておりますけれども、それを遠隔操作することによって、ある程度のコンキリエといるときと同じような視界はカバーできる。

また、消防庁舎に来ることによって、逆にコンキリエ側からでは見えなかった、例えば白浜だとか、門静方面の海が見えるというのがあります。移って見えない部分については、そういうカメラなどの映像などによって対応はしていけるかなと思っております。

また、車両の問題は、こちらは結構可能性はあるかなとは思っております。実際のと

ころ、消防庁舎の前の部分も避難場所にはなっておりますので、そちらのほうに車両が来るということは想定はされるであろうと考えております。

また、災害対策本部に集まってくる職員、こちらについては、その時間帯によりけりになりますけれども、もちろん徒歩の者もいれば、車両の者もいるといったようなところで、渋滞という部分、どの程度渋滞になるかというところまでは、私どもも検証はできてはいないのですけれども、その辺の部分については、今後ちょっと改めて車の流れみたいのを考えてみる必要があるかなと思っております。

●議長（堀議員） 3 番、室崎議員。

●室崎議員 いわゆる港町方面のあそこから見えないのですけれども、それについてはコンキリエに設置したカメラで消防本部では画面で見ることができるという話なのですね。それは大きな地震があったときでも大丈夫、動くと考えておいていいわけですね。

それから、今ちょっと私がこれから聞こうと思っていることを、なんせ優秀な担当者だから、先取りして答えているようなところがあるのですけれども、ちょっとまたその部分はこれから聞きますので。

まず、役場の執務中に、そういう大きな地震が来て、大津波が来る、津波警報が出た。あるいは大津波警報が出た場合ということに、ちょっと想定してお聞きします。今、この役場の中で、執務をされているという方というのは何人くらいいらっしゃるのでしょうか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎課長） まず、1 点目のコンキリエに設置してあるカメラの映像についてですけれども、基本的にコンキリエのカメラの映像につきましては、インターネットの回線で見れるような状況になっております。

しかし、インターネットの回線というのは、もちろん光ファイバーで、有線でありますので、地震によって線が切れないとも限らないというようなところで、コンキリエのほうには人工衛星を使ったインターネット、こちらの仕組みを実は設けておりまして、有線で N T T の線が切れたとしても、インターネットの人工衛星経由で画像を送ると。かつ、消防庁舎のほうにも、同じく人工衛星経由でインターネットを利用できる仕組みを設けておりますので、有線が切れたとしても、よっぽど建物が倒壊してしまえば、どうしようもないのですけれども、ライフラインの切断であれば、そこまでであれば対応はとれるというふうな設備を設けております。

それと、庁舎内の職員でありますけれども、約140名程度が日中勤務をしております。

●議長（堀議員） 3 番、室崎議員。

●室崎議員 これ、大津波警報とか津波警報が出た場合には、少なくともここで仕事をしている人の、全員なのかどうかかわからないけれども、大部分は対策本部のほうに移動し

なければなりませんね。何を使って、どの経路を通して、誰がどの道を通って行くということについては、どのようになっているのでしょうか。

それから、消防本部が対策本部になったときに、そこのどの場所に誰が入るかというような配置についても、これは決まっているのでしょうか。その2点をまず。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎課長） 勤務時間中というようなことでありますので、基本的には全職員、庁舎に残るといふ職員は誰もいないというふうになります。

それと、これは地震、津波の規模にももちろんよりまずけれども、現在、厚岸町のハザードマップで想定されている津波の到達時間は20分から30分の間です。そうなりますと、直接こちらから避難場所に向かう職員が出てくるだろうと。それにつきましては、職員の配置の配置図をちゃんとつくっておりますので、該当する職員が公用車に乗って避難場所に行く。

それと、災害対策本部のほうに行くのは本部員となります。本部長の町長を始め、管理職が災害対策本部のほうに行くことになります。その際につきましては、ほとんどの車両が避難場所に向かっているとすれば、災害本部に向かう車両はないことになりますので、徒歩での移動が基本的になるかなと考えております。

ただし、津波、地震の状況によっては、全ての職員が一旦災害対策本部、消防庁舎のほうに行かなければならないということも想定されます。そのときにおきましては、必要な公用車をも持って、それ以外の職員が全て徒歩で災害対策本部に向かうというような形になります。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 今、いくつかの場合を想定してお話しがありました。それで、私2回くらいかな、私の自治会でディグという訓練をやったのです。これをやりますと、自分の思考回路の穴というのが非常にはっきりわかるのです。いざとなったら、避難場所に行くのだということは自分に言い聞かせている。だけれども、我が家を出るとき、どの靴を履いて、そこからどの道をどういうふう歩いて、そして山の上の、津波が来ても届かない高さのところまで行くかという道順を具体的には考えていなかったわけです。その途中では、こういう危険なところがあるから、こういうふう気をつけないといけないということも考えていなかった。要するに、出発点とゴールだけが頭の中にあっただけです。そこらをディグというのは、非常に教えてくれるのです。

そういう思考回路をもって、今のお話しを聞いても、140人の執務者が、これ災害対策本部に行かなければならないということになったら、これ大移動ですよ。そのときに、誰がどの道を通して、どういうふうに行くのかというようなことについても、最低限心づもりは必要だと思うのです。そういう検討がなされているのかどうか。その点については、ちょっと今の答弁を聞いていると、心もとない感じがするのです。

それから、もう一つあります。公用車を使って動く。それはよくわかります。必要性

があるからよくわかります。一般の住民に対しては、車で逃げるなど、歩けということは、これはもう誰でも言います。特別な地形のところは別です。そのとおりだと思う。

この前の大震災のときか、2メートル近い津波来ましたよね。あのときも、真龍小学校の前からコンキリエの駐車場まで車がずっとつながって動かなくなったのです。それから、お寺の前の高野踏切といったかな、あそこのところも踏切の昔の国道、今の町道、それから国道まで、あのところが全部車でいっぱいになってしまって、動けないのです。

それで、大震災のときに、こういうことがあった、ああいうことがあったっていうのをいろいろなところで聞きましたし、現地にも視察で行って話を聞いていますと、古靴下を丸めて、捨てようと思って何かかごにぎゅうぎゅう、ぎゅうぎゅう押し詰めたような、もう原形をとどめない車がガードしたのところにびっちり詰まっているのです。そして、そこには最低限1台に一人の遺体はあるわけです。そういう写真見せられました。

これは、車で逃げようとした人たちが津波でさらわれて、そのガード下の狭いところに水が走ったのでしょう。それで、そこにぎゅっと詰め込まれてしまった犠牲なのだ。だから、車で走るということは非常に危険なんだということを目の当たりに見せられたのです。

これは非常に難しい問題だと思うのですが、町のいろいろな職員の仕事で自動車でばっと走り出してしまうと、自動車で避難するなど言っている人たちを、自動車で避難することを誘う効果も出てしまうのではないかという気もするのです。その当たりについては、どういうふうに考えておいたらいいのか。これもやはり、いやいや、これは避難ではなくて、避難場所にまず走るから、皆さんの目には役場職員が自動車で避難したかのごとくに見えるのだけれども、そういうことではないのですということを前もってきちんと行って、そういう理解を得てもらわないといけないのではないかという感じもあります。そういうことを含めての、この移動手段の、避難を含めて移動ですよ、その手段といいますか、それをまだまだ詰めていかなければならないのではないかと。

それから、100%自動車だめですよとは言えないと思う。それは寝たきりの人を考えたりすると、やはり自動車で運ばざるを得ないですよ。だから、健常者が、自分の足で避難できる人が自動車を使うことは、自動車しか避難の方法のない人の手段を奪ってしまうのだと、こういう言い方をする人もいますけれども、そういうことを含めて、検討してほしいのですがいかがでしょう。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎課長） まず、前段のほうでのご質問だったのですが、議員おっしゃるとおり、例えば勤務している140人の職員が災害対策本部に向かう、そういうルート、誰がどのルートを通っていくというところまでは検証はできておりません。

ただし、歩いて、まず行くという前提がありますので、職員が歩いてまずちゃんと行けるのだろうか。あやめ跨線橋を通るルート、それと真栄の1条を通して、先ほど出ました高野踏切を通して消防庁舎に行くと。どちらのルートも歩いての検証は済んでおりまして、津波の到達時間までには災害対策本部まで歩いていけるというようなところまでの検証は済んでおります。

ただし、じゃあ実際、誰が車でというところまではできておりませんので、その辺につきましては、これからちょっと検討させていただきたいと。

車両につきましても、本来であれば公用車は持っていきたいというのがあります。あそこも、ほかの一般の方々、ましてや消防の車両、警察も集まってきます。どうしても車両が持っていかなざるを得ないというのは、避難場所に職員をやはり配置するという手前がありますので、何台かのやはり公用車は必要になってくるだろう。余裕があつて、そのときのためだけに、町の公用車を消防庁舎の前に駐車しておけるのであれば、それに越したことはないかなと思うのですけれども、それは現実的には無理だろうと思っておりますので、この車についてはちょっと、これから検討させていただきたいということです。

それと、議員がおっしゃるとおり、全ての車両の移動を禁ずるものではないというふうに、これは私どもも思っております。やはり、弱者、どうしても車両でなければ避難できない方々というのは町内にいっぱいいると思いますので、その方々は車両を使って避難をしていただくということは、そちらのほう間違いなく命が助かる可能性があるうとも思っております。

この辺の車両を使って避難、以前までは全く徒歩で逃げなさい。そこから今は部分的によっては車両を使って逃げなさいというような考え方も若干動いてきているというのがありますので、この辺については、もう少し検討するお時間いただければなというふうに思います。

●議長（堀議員） 3 番、室崎議員。

●室崎議員 この移動手段なのです。それで、徒歩で逃げてくださいと言っているの、一部は車両もいいですよと言った途端に、一部が全部になってしまう恐れもあるわけで、そのあたりは非常に難しい問題をはらんでいると思います。例えば、基準をつくるとか、車両で逃げる人の把握を前もってするとか。いろいろな方法があると思いますので、よろしく願いたい。

それからもう一つ、これは役場の業務に関することなのですが、切れ目なく行っていかなければならない業務というのもあると思うのです。各課、各係の執務をしている背中には書類の棚があつて、今、厚岸町はどうか、ちょっと私このごろ覗いていないからわからないけれども、どういう役所でも非常持ち出しなんていう赤い紙が貼ってあることがよくありますね。風景で。これ、140人がばっと執務時間内に動くというときに、何を持って、そっちへ動くのか。それとも、全くそういうものについては、もうこれをしてないで動くしていることにしているのか。その当たりの検討はどうなっていますでしょうか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎課長） 非常持ち出しの書類の関係ですけれども、庁舎の防火訓練、年に必ず1回はやっているのですけれども、その際に、全部ではないですけれども、必

ず各課において非常持ち出し書類というのはどのようなものになっているのだという確認をとって、一部を、ダミーなのですけれども、それらを持って消火訓練に当たるといような訓練も行っております。

ただし、実際のところ、私どもも各課でどれだけの、その非常持ち出しの書類があるのか、全体像というのは把握ができていない状況にあります。仮に言いますと、庁舎の3階のこの上ですね、この上に実は書架があります。この4階にある書架であれば、津波に浸水域から免れておりますので、ここに書類を置いたとしても、被災することはないであろうと思うのですけれども、やはり1階、2階にある書類については被災する可能性があるだろうというようなこともっております。

こちらにつきましても、全体像の把握かつ実際何を持って、何をどうしてというところまでは検討ができていないという状況にありますので、今後その辺も含めて、改めて検討させていただきたいと考えています。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 それから、いわゆる執務時間内について、ちょっと考えてみたいと思います。しつこいと言わないで聞いてください。

この場合には、大体自宅にいる率が多いですね。それはとんでもないところにいることだって、いくらでもあり得るのですけれども、それまでやってしまうと、ちょっと思考実験ができなくなる。自分の家にいたときにぐらっと来たと。前に朝の8時ごろに結構大きな地震が来たことがありました。もう大分前ですが。私も揺れて10分たたないで役場に来てみたのです。7割以上の職員がもう配置についていました。私はこれは、大変誇るべきことだと思いました。

それで、そういうふうに皆さん、我が家を投げて駆けつけると思うのですが、そのときにこういう大津波警報なんかが出ていたときには、ここに行けということになるかと思うのです。湖南地区にいる方はどこにと。それから湖北地区にいる方はこっちにと。あるいは避難場所がすぐ近かったら、あなたがそっちへ入ってくれとかいうようなことです。

これは、やはりそういういざというとき、自分の家にいる、例えば夜中なんかに起きたときは、こういう行動をとるのだということも、それぞれ、やはり考えておかなければならないのではないかと。そういう点については検討はなさっていますか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎課長） 休日及び夜間の津波警報、大津波警報発令時の対応というふうになりますけれども、基本的には湖南地区に住んでいる方、住んでいる職員は森林センターに集まることになっております。そして、湖北地区の職員は消防庁舎というように、まずは湖南と湖北で、やはり厚岸大橋、例えば夜でありますと、どういう状況になっているかわからないというのがありますので、湖南と湖北で住んでいる人間によって、集まる場所を分けるというところまではルールとして定めております。

ただし、直接的に、例えば自宅から避難場所に行くだとかというのが職員においては、情報がやはりつかめていないと思います。例えば、遠方で地震が起きたとしても、津波警報だけが来る。じゃあ、到達時間がいつなのだ。そうい時間もわからない状況下で、職員を直接、例えば海岸沿いの避難場所に向かわせるということは、これはやはりあってはならないと思っておりますので、一旦職員は決められたその森林センターと消防の二つに、とりあえずは集まると。それから次の体制に移るといようなことを考えております。

●議長（堀議員） 3 番、室崎議員。

●室崎議員 これで最後にしますが、大震災のときに東北各県も非常に被害を受けたようなまちに視察で行きました。そこの消防の方だとか、役場の方だとか、現場で大変な状況の中でやってきた人たちの話を聞いた。

そのときに、あるまちでは消防本部のほかに町村合併があったものだから、消防の支部が六つだか八つだかあったのだそうです。ところがいざとなったときに、そのうちの三つくらいは全く連絡がとれない。それで、そこに詰めたその職員も生きているか死んでいるかわからない。そういう中で、連絡がついて集まった人間だけで、全部をカバーしなければならない。これはもう、大変なパニックだったと。

それで、その後、このまちでは机上訓練をやるのだけれども、そのときに、はいあんたはこの役、あんたはこの役といって、1 チーム10人くらいでやって、さあ始めようというときに、その監督やっている人が、あんたとあんた立ってと言って、抜いてしまうのだそうです。2 割か3 割の人を。そうすると、自分以外に抜けてしまった人の役までカバーしながら残った人でやらなくてはならない。そういう訓練をやっていますと言うのです。

これは非常に、いわゆる頭をつくる意味でもいいことではないかと思ひまして、そういうことを含めて、これからのいろいろな検討の中で生かしていけたらと、つい余計なことを申し上げていますがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎課長） 私どものほうも、例えば先ほど出ましたディグだとか、あとは避難所運営訓練でありますハグだとかというようにところを地域に出向いていろいろ講習も行ってきております。

ただし、1 番欠けている部分は何かなというところで、ちょっと考えてみたのですが、やはり職員がそれをやっていなければ、例えば逃げるに当たっても、先ほどおっしゃったとおり、どういうルートで逃げたらいいのだ。もしくは、避難所に行ったときに、私ども、例えば危機対策をかじっている人間だけではありませんので、そのような職員もいるということは確かでありますので、そういう職員をまずできるだけなくそうといったようなところで、ちょっとこれはまだ内部で検討している最中だったのですが、これからの、今年から入ってきた、例えば新規採用職員、厚岸町以外からかな

りの人が来ておりますので、そういう職員に向けて、そのような訓練を、職員研修の中で実施もしていければいいかなというようなことも考えております。

また、このこれからの、いろいろ防災対策、まだまだ足りない部分がありますので、その辺につきましては、しっかりと検討してまいりたいと考えております。

●議長（堀議員） 以上で、室崎議員の一般質問を終わります。

●議長（堀議員） 本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後 4 時51分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和元年 6 月19日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員